

平成 30 年 7 月 5 日（木）午後 6 時 00 分～  
横浜市庁舎 8 階 8 A 会議室

## 第 1 回横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会

### 次 第

- 1 委員紹介
- 2 選定委員会の趣旨について
- 3 委員長選出
- 4 施設の概要等について
- 5 選定基準及び選定方法について
- 6 選定スケジュールについて
- 7 その他

平成30年7月5日現在

## 横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会委員名簿

職	氏 名	備考
弁護士	小坏 淳子	
税理士	上甲 雅敬	
横浜障害児を守る連絡協議会会長	森 佳代子	
小田原短期大学学長	吉田 真理	
横浜市立大学医学部助教	渡辺 好宏	
横浜市南部地域療育センター 保護者会代表	中根 広美	※臨時委員 横浜市南部地域療育センターの選定に参加
横浜市戸塚地域療育センター 保護者会代表	竹村 淳子	※臨時委員 横浜市戸塚地域療育センターの選定に参加
横浜市北部地域療育センター 保護者会代表	中尾 仁美	※臨時委員 横浜市北部地域療育センターの選定に参加
横浜市中部地域療育センター 保護者会代表	下永 美穂	※臨時委員 横浜市中部地域療育センターの選定に参加
横浜市西部地域療育センター 保護者会代表	小泉 玲子	※臨時委員 横浜市西部地域療育センターの選定に参加
横浜市東部地域療育センター 保護者会代表	保科 真理	※臨時委員 横浜市東部地域療育センターの選定に参加

(敬称略、五十音順)

※臨時委員は所属療育センターの設立順

## 横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会運営要綱

制定 平成 24 年 3 月 30 日 こ障福第 1993 号（副市長決裁）

## （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市地域療育センター条例（昭和 60 年 6 月横浜市条例第 19 号）第 13 条第 3 項の規定に基づき、横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

## （担当事務）

第 2 条 委員会は、横浜市地域療育センター（以下「センター」という。）の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

- (1) 選定基準の検討及び決定
- (2) 指定申請書に添付すべき書類の検討及び決定
- (3) 指定管理者の選定に関する審査及び指定管理者の選定
- (4) その他市長が選定等について必要と認める事項

## （委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 福祉保健活動団体代表
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 その他市長が必要と認める場合は、臨時委員を置くことができる。
- 3 臨時委員は、市長が任命する。
- 4 委員（臨時委員を含む。以下この項及び次条において同じ。）に、委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。

## （委員の責務）

第 4 条 委員は、第 2 条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

- 2 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。
- 3 前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

## （委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、これを変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後第6条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を置くことができる。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(報告)

第10条 委員会は、選定等を行ったときは、速やかに当該結果を市長に報告する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、こども青少年局障害児福祉保健課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会要綱要綱（平成20年3月26日こ障福第1600号）は廃止する。
- 3 この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

## ○地域療育センター条例(抜粋)

(指定管理者の指定等)

第 7 条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認められたものを指定管理者として指定する。

5 前 3 項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの(以下「現指定管理者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

6 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 13 条第 1 項に規定する横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第 8 条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

# 地域療育センターの概要

【2018.4.1版】



横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

# 地域療育センターの概要（H300401版）

横浜市では、心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の、地域における療育体制の充実及び福祉の向上を目的として、市内方面別に「地域療育センター」を設置しています。

この地域療育センターは、主に、診療所、児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター及び児童発達支援事業所により構成されており、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、児童指導員、保育士及びケースワーカー等の専門スタッフが、各部門、各職種の連携のもと専門的かつ総合的な支援を利用者に提供しています。

また、それぞれの地域の区福祉保健センター、児童相談所等の関係機関と連携を図るとともに、保育所、幼稚園及び学校等の職員、並びに地域訓練会等を対象に療育に関する技術的な支援を行うなど、地域における療育の中核施設としての機能を果たしています。

現在8か所の地域療育センターがそれぞれ担当区域を受け持って運営を行っています。

## 【地域療育センター設置状況】

	開所時期	担当区域
横浜市南部地域療育センター	昭和60年8月	磯子区、金沢区
横浜市戸塚地域療育センター	平成元年10月	戸塚区、泉区
横浜市北部地域療育センター	平成6年1月	緑区、都筑区
横浜市中部地域療育センター	平成8年10月	西区、中区、南区
横浜市西部地域療育センター	平成13年4月	保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区
横浜市東部地域療育センター	平成15年9月	鶴見区、神奈川区
地域療育センターあおば	平成19年4月	青葉区
よこはま港南地域療育センター	平成25年4月	港南区、栄区

※港北区は、横浜市総合リハビリテーションセンターが担当しています。

※利用者は、希望により担当区域以外のセンターを利用することもできます。

## 1 対象児童

0歳から小学校期までの心身に障害のある児童又はその疑いのある児童を対象とします。

以前は0歳から就学前までを対象としていましたが、平成13年度から対象を拡大し、小学校期までの児童を対象としています（ただし、通園施設については未就学までを対象とします）。

通園児は、知的障害児、肢体不自由児にとどまらず、広汎性発達障害児（小児自閉症、アスペルガー症候群、特定不能の広汎性発達障害など）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害のある児童が増えています。

## 2 設置施設

地域療育センターには、次の施設を設置するとともに、事業を実施しています。

- (1) 診療所
- (2) 児童発達支援センター
- (3) 医療型児童発達支援センター
- (4) 児童発達支援事業所

なお、これらの法定施設・事業のほか、相談・地域サービス部門を設け、各部門・各職種が連携を図りながら、専門的かつ総合的なサービス提供を行っています。



### 3 配置スタッフ

部 門	職 種
相談・地域サービス部門	ケースワーカー、保健師
診療所部門	医師、看護師、理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、臨床心理士、臨床検査技師、 児童指導員、保育士
通園施設部門	児童指導員、保育士、臨床心理士、看護師、 理学療法士、作業療法士
管理部門	事務、栄養士

※常勤の医師はセンター長1名。  
 ※1センター56名～65名の常勤職員が従事しています。  
 ※その他、業務委託先の職員として調理員、通園バス運転手等が従事しています。

### 4 施設内容

相談室、診察室、検査室、訓練室、指導室、水治療室、調理室、事務室ほか



感覚統合訓練の様子①



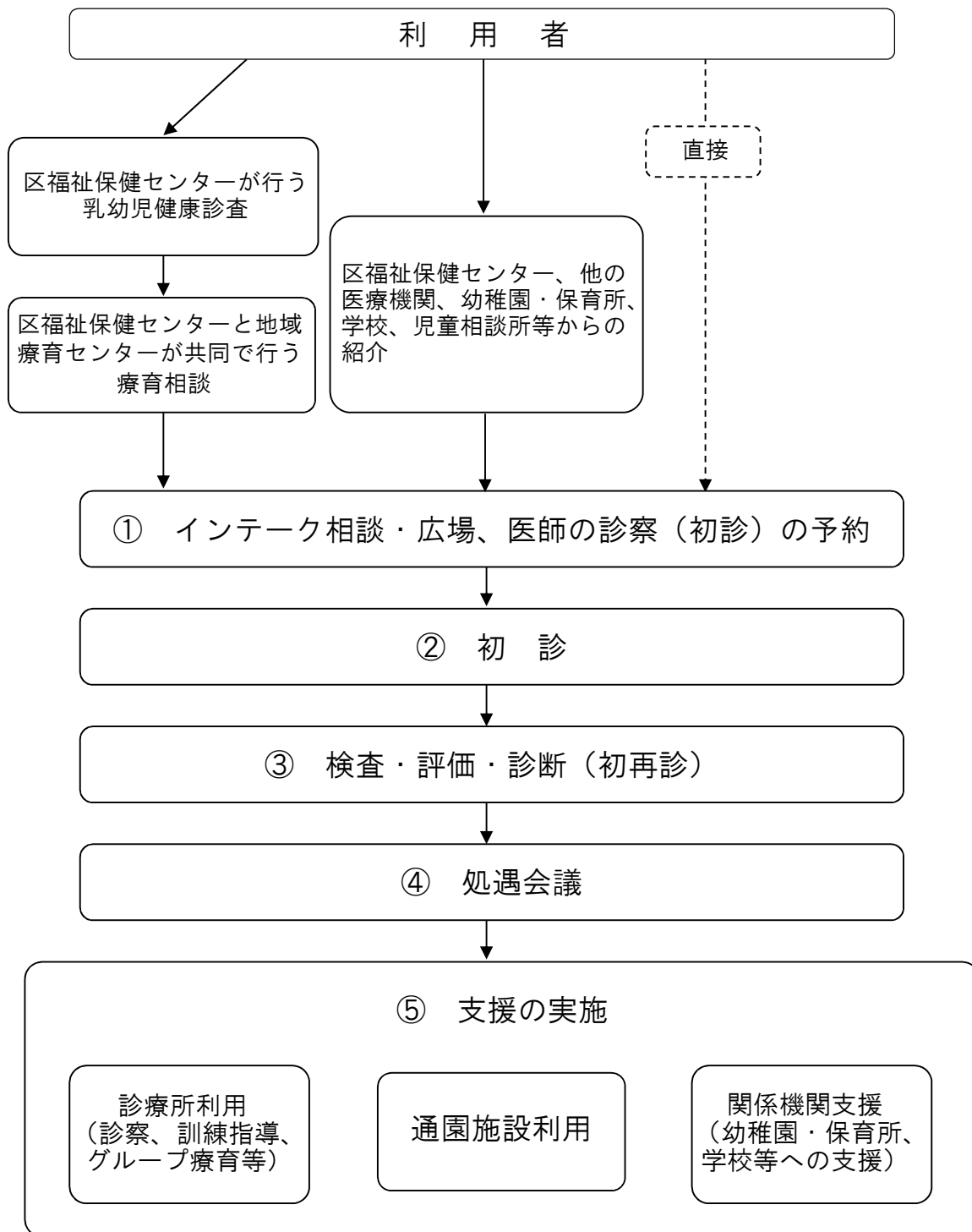
感覚統合訓練の様子②



「地域療育センターあおば」  
スヌーズレン療法室



## 5 基本的な利用の流れ



※上記は、地域療育センターの利用の標準的な流れのイメージ図です。  
区、センターによっては、実際の利用の流れが異なる場合があります。

診察室【中部地域療育センター】



診療部門受付【同】



心理療法室【同】



個別相談室【同】



聴力検査室【東部地域療育センター】



水治療室【東部地域療育センター】



親子通園室【南部地域療育センター】



園庭【西部地域療育センター】



地域療育センター  
位置図



## ① インテーク相談、医師の診察（初診）の予約

地域療育センターの利用は、電話又は来所による相談と医師の診察（初診）の予約が入口となります。

区福祉保健センターにおける乳幼児健康診査から療育相談を経て利用に至るルートが基本となりますが、他機関からの紹介等による場合もあります。

### ○新規利用児の紹介経路

（平成29年度）

区福祉保健センター	39%
幼稚園・保育所	19%
医療機関	9%
学校	9%
知人	3%
その他	21%

## ② 初 診

利用にあたっては、診察に先立ちケースワーカー等が子どもの様子等について、保護者から聞き取りを行います。その後、医師の診察（初診）を行います。診察まで時間がかかるセンターもあり、その間も様々な支援が行われます。

### ○新規利用児数

（平成29年度）

未就学児	3,618人
小学生	788人
計	4,406人

※地域療育センター8か所合計

### ○新規利用児の年齢別内訳

（平成29年度）

0歳児	3%
1歳児	6%
2歳児	22%
3歳児	19%
4歳児	19%
5歳児	13%
6歳児（小1）	4%
7歳児（小2）～	14%

## ③ 検査・評価・診断（初再診）

必要に応じて専門職種による検査（心理検査、聴覚検査等）を実施し、障害の把握、評価を行います。

また、それらの検査結果をふまえて医師の診察（初再診）を行います。一般的に、初再診において保護者への診断名の告知等が行われます。

### ○新規利用児の障害別内訳

（平成29年度）

自閉症	33%
広汎性発達障害	27%
構音障害	14%
注意欠陥多動性障害	6%
精神遅滞	4%
アスペルガー障害	3%
言語発達遅滞	3%
精神運動発達遅滞	2%
その他	8%

※利用当初の診断名（疑いを含む）

## ④ 処遇会議

医師の診断、検査結果、保護者の意向等をふまえて、関係する職種の職員が参加して、センターとしての今後の支援計画を確認、決定します。

## ⑤ 支援の実施（サービス提供）

決定された個別支援計画に基づき、その児童（及びその保護者）に対して支援を実施します。

基本的には、支援は診療所の利用、通園施設の利用、関係機関支援、又はそれらの組み合わせによって行われますが、随時の相談や保護者を対象とした勉強会の開催等も行っています。

☆ 地域療育センターの利用形態は児童によってさまざまです。週5日通園施設を利用する児童もいれば、年1、2回のみ診療所を利用するだけの児童もいます。

☆ 診療所では、診断、検査、評価のほか、セラピスト（療法士）による心理療法、理学療法、作業療法、言語聴覚療法といった訓練指導や、グループ療育（外来による集団療育）を行っています。

☆ また、センター内でのサービス提供のみでなく、センターを利用する児童が日頃利用している幼稚園、保育所、学校等の関係機関からの依頼に基づき、その職員に対して、療育に関する技術的な支援を併せて行っています。

☆ その他、地域療育センターは、区福祉保健センター、児童相談所、他の医療機関、幼稚園・保育所、学校、地域訓練会等の関係機関と連携しながら、障害児支援に取り組んでいます。

### ○実利用児数（診療所） （平成29年度）

未就学児	9,137人
小学生	4,666人
計	13,803人

※地域療育センター8か所合計

### ○関係機関への支援（訪問による支援） （平成29年度）

幼稚園	403回
保育所	801回
学校	97回
地域訓練会	53回
その他	13回
計	1,367回

### ○利用児の学年齢別内訳（診療所） （平成29年度）

0歳児	3%
1歳児	4%
2歳児	10%
3歳児	13%
4歳児	17%
5歳児	18%
6歳児（小1）	8%
7歳児（小2）	7%
8歳児（小3）	6%
9歳児（小4）	5%
10歳児（小5）	4%
11歳児（小6）～	3%

※地域療育センター8か所合計

※地域療育センター8か所合計（のべ回数）

### （参考）通園施設の1日のプログラム

時刻	プログラム内容	
9:50	登園	持ち物の片付け 排泄、健康状態のチェック、 1日の療育活動の説明
10:20	朝の集まり プログラム	あいさつ 集団・個別プログラム、運動 プログラム、音楽リズム、教 材、製作、親子遊びなど
11:30	自由遊び	
11:50	給食	食事指導、摂食指導、 歯磨き
12:30	休息	保護者との懇談など
13:00		自由遊び、着がえなどの指導
13:45	降園準備 帰りの集まり	あいさつ
14:00	降園	

### ○通園施設利用児数 （平成29年4月現在）

児童発達支援センター	726人
医療型児童発達支援センター	147人
計	873人

※地域療育センター8か所合計



西部地域療育センター外観



南部地域療育センター訓練室



同、心理療法室

同、聴力検査室



同、水治療室

中部地域療育センター理学療法・作業療法訓練室



同、集団指導室

## 6 発達障害児への支援

地域療育センターを利用する児童は、年々増加傾向にあり、また、その半数以上を自閉症、アスペルガー症候群及び注意欠陥多動性障害等の発達障害のある児童が占めている現状となっています。

このような状況を踏まえ、地域療育センターでは、発達障害児への支援を行っています。

### ① 学校支援事業の実施

市内の小学校では、発達障害と考えられる児童への対応に苦慮している状況があります。

このことから、地域療育センターは、地域における療育の中核機関として、センターの有する経験や専門性を発揮し、小学校教職員に対して、発達障害と考えられる児童への対応に関する技術支援を行っています。

☆ 支援の申込のあった小学校に訪問し、発達障害の理解等に関する研修や、教室の環境設定等に関する助言などの技術支援を行っています。

☆ 地域療育センターの学校支援担当スタッフをはじめ、教育委員会特別支援教育課の指導主事や小学校長等の参加する定期的な担当者会議において、各関係部署との連携を行うとともに、支援技術の向上に関する情報交換や、テーマを定めた勉強会等を行っています。

### ○支援の実績

(平成29年度)

支援学校数	255校
支援学校数 (%)	75.0%
のべ支援実施回数	573回

※市内小学校数 合計340校

※地域療育センター8センター及び総合リハビリテーションセンターによる支援の合計回数

### ② 発達障害児通所支援事業の実施

地域療育センターの利用児童の半数以上が発達障害児であるという現状の中で、特に知的な遅れのない発達障害児については、利用者の増加による通園施設の混雑などから、低頻度の診療を中心とする利用のみとなっており、コミュニケーション等に関する課題を解決できる集団療育の場がありませんでした。

このような状況の中で、主に知的な遅れのない発達障害児に集団療育の場を確保し、子どもとその保護者に必要な支援を実施するため、平成22年度から、地域療育センターの新たなサービスとして、発達障害児通所支援事業を導入しました。

☆ 主に知的な遅れのない発達障害児を対象としているため、給食の提供は行わず、課題をしぼったプログラムを行います。

☆ 週1回の集団療育のほか、児童が通う幼稚園・保育所への巡回訪問等による支援を行います。

※ 平成22年度に南部及び北部地域療育センターにおいて発達障害児通所支援事業を開始し、平成24年度には、すべての地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターで運営を行っています。





## 評価基準

評価項目	配点	配点内訳	(採点)										採点	係数	採点結果
			極めて良好・極めて適切	良好・適切	普通	一部課題あり	不良・不適切								
<b>1 法人の状況について</b>	<b>30</b>	<b>30</b>											-		<b>30</b>
(1) 財務状況	10	10	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
(2) 監査結果	10	10	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
(3) 職員状況	10	10	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
<b>2 これまでの取組・実績について</b>	<b>485</b>	<b>485</b>											-		<b>485</b>
(1) センター全体	235	235											-	-	235
①運営全般	50	療育に関する地域の中核機関としての役割を果たしているか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×2.0	20
		全体としてこれまでの施設運営は十分な努力が感じられるものであるか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×2.0	20
		療育に関する施策の提言等、市の施策への協力を努めているか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
②利用者の尊重	30	センター運営の基本的考え方、運営方針は利用者を尊重したものであるか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		苦情、要望を受け入れるための仕組みは整備されているか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		個々の子どもに応じた支援計画が必要に応じて適切に作成されているか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
③開かれた運営	15	センターに関する情報提供をホームページ等で行っているか。	5	5	4	3	2	1	5	×1.0	5				
		地域との情報交換、意見交換の機会を設けているか。	5	5	4	3	2	1	5	×1.0	5				
		実習生、ボランティア等の受け入れを適切に行っているか。	5	5	4	3	2	1	5	×1.0	5				
④災害・事故等への対応	50	災害発生時の対応が確立しているか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		事故防止のための取組が適切に行われているか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		感染症への対策が講じられているか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		食物アレルギーへの対策が講じられているか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		個人情報の管理は適切に行われているか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
⑤総合的な支援	60	各部門、職種、職員が連携するための仕組みが整えられているか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		支援はセンターとして一貫性のあるものであるか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		子どものライフステージを意識し、支援が行われているか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		医療的ケアが必要な子ども等への支援が適切に行われているか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		保護者支援の取組は十分行われているか。	20	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×2.0	20
⑥人材の育成	30	人材育成の考え方は適切か。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		専門性を維持するための取組は十分行われているか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		年間の研修計画が作成され、適切に実践されているか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
(2) 診療	60	診療所の運営の基本的な考え方は適切か。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		診療の実施状況は良好か。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		訓練指導(心理・理学・作業・言語聴覚療法)の実施状況は良好か。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		外来グループの実施状況は良好か。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		子どもへの対応、接し方は適切か。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		保護者への説明等は適切で、配慮のあるものであるか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		(3) 通園施設支援	70	通園施設の運営の基本的な考え方は適切か。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10
クラス編成や通園形態の設定は適切か。	10	9		8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10	
個別支援計画の作成、見直しは適切に行われているか。	10	9		8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10	
通園プログラムの内容は適切か。	10	9		8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10	
指導室等の環境設定は適切か。	10	9		8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10	
子どもへの対応、接し方は適切か。	10	9		8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10	
保護者への説明等は適切で、配慮のあるものであるか。	10	9		8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10	
(4) 発達障害児通所支援	30	発達障害児通所支援の基本的な考え方は適切か。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		プログラムの内容は適切か。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		指導室等の環境設定は適切か。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
(5) 地域支援	50	地域の関係機関支援の基本的な考え方は適切か。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		保育所、幼稚園等への支援の実施状況は良好か。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		地域訓練会への支援の実施状況は良好か。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		小学校への支援の実施状況は良好か。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		区福祉保健センター、児童相談所、地域の医療機関等との連携は適切か。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
(6) 相談支援	20	相談支援の基本的な考え方は適切か。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		相談支援の実施状況は良好か。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
(7) 自主事業等	20	センター独自の取組を実施しているか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		内容は利用者のニーズやセンターの目的に合致しているか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
<b>3 今後の取組・事業計画について</b>	<b>300</b>	<b>300</b>											-		<b>300</b>
(1) センター全体	80	現状の課題の把握は適切か。	20	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×2.0	20
		今後の人材育成の考え方、取組の内容は適切か。	20	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×2.0	20
		センターの今後のあり方、方向性について、見通しを有しているか。	20	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×2.0	20
		全体として今後の施設運営は期待が持てるものであるか。	20	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×2.0	20
(2) 診療	40	現状の課題の把握は適切か。	20	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×2.0	20
		今後の取組の内容は課題やセンターの目的に合致しているか。	20	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×2.0	20
(3) 通園施設支援	40	現状の課題の把握は適切か。	20	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×2.0	20
		今後の取組の内容は課題やセンターの目的に合致しているか。	20	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×2.0	20
(4) 発達障害児通所支援	40	現状の課題の把握は適切か。	20	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×2.0	20
		今後の取組の内容は課題やセンターの目的に合致しているか。	20	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×2.0	20
(5) 地域支援	40	現状の課題の把握は適切か。	20	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×2.0	20
		今後の取組の内容は課題やセンターの目的に合致しているか。	20	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×2.0	20
(6) 相談支援	40	現状の課題の把握は適切か。	20	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×2.0	20
		今後の取組の内容は課題やセンターの目的に合致しているか。	20	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×2.0	20
(7) 自主事業等	20	独自の取組の実施を予定しているか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
		今後の取組の内容は課題やセンターの目的に合致しているか。	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
<b>4 収支状況・収支計画について</b>	<b>30</b>	<b>30</b>											-		<b>30</b>
(1) 収支状況	10	10	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
(2) 収支計画	10	10	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
(3) 経費節減の取組	10	10	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	×1.0	10
<b>合計</b>	<b>845</b>	<b>845</b>											-		-

## 選定基準（案）

次の①、②の両方を満たすとき、現指定管理者を次期指定管理者として選定する。

- ① 評価基準全項目の満点中、各委員の点数の平均が、\_\_\_\_点以上（\_\_\_\_点満点の\_\_\_\_割以上）であるとき
- ② 評価基準の大項目 1～4 の各項目の満点中、各委員の点数の平均が、1：\_\_\_\_点以上、2：\_\_\_\_点以上、3：\_\_\_\_点以上、4：\_\_\_\_点以上であるとき（各項目における満点の\_\_\_\_割以上）であるとき

※基準の考え方について

※選定基準となる点数は何点（何割以上）とするか。

評価方法・手段（案）

- 現指定管理者からの提出書類（各様式のほか、監査結果通知の写し等）
- 現指定管理者によるプレゼンテーション（説明）及びヒアリング（質疑応答）
- 平成28年度に実施した福祉サービス第三者評価におけるアンケート結果
- 現指定管理者による自己評価
- 事務局作成の統計資料
- 各センター見学

## ○プレゼンテーション、ヒアリングの時間配分について（案）

## ■全体の時間配分（計3時間（180分））

- ・プレゼンテーション：45分（10分×3センター＋15分）
- ・ヒアリング：60分（15分×3センター＋15分）
- ・評価、選定：65分
- ・休憩：10分

## ■時間配分のイメージ

プレゼンテーション・ヒアリング 110分（休憩含）										評価・選定・総評 65分			
法人全体に関するプレゼン① 15分	ヒアリング① 15分	各センターのプレゼン② 10分	ヒアリング② 15分	休憩 5分	各センターのプレゼン③ 10分	ヒアリング③ 15分	各センターのプレゼン④ 10分	ヒアリング④ 15分	休憩 5分	評価に関する意見交換 20分	採点 15分	集計作業 20分 （休憩：10分 説明：10分）	総評 10分

※プレゼンテーションは、45分の中で時間配分を変更することも可

（上記のとおり、15分・10分・10分・10分も可、6分・13分・13分・13分とすることも可）

※ヒアリングの時間は、プレゼンテーションの時間配分に応じて調整

## ＜提出書類一覧案＞

No.	提出書類	備考
1	指定申請書（別記様式）	
2	定款	
3	法人の登記簿謄本	3センターのうち1センターは原本、他は写しで可
4	平成30年度の収支予算書及び事業計画書（法人全体）	
5	平成29年度の収支計算書及び事業報告書（法人全体）	
6	社会福祉法人指導監査結果通知書及び改善報告書の写し	平成26年度から平成29年度までの実施分
7	法人の概要（様式1）	
8	役員名簿（様式2）	
9	組織図（様式3）	
10	事業実績調書（センター全体）（様式4）	様式4別表を含む
11	人材育成・研修に関する事業実績調書（様式5）	
12	事業実績調書（診療）（様式6）	
13	事業実績調書（通園施設支援）（様式7）	
14	事業実績調書（発達障害児通所支援）（様式8）	
15	事業実績調書（地域支援）（様式9）	
16	事業実績調書（相談支援）（様式10）	
17	事業実績調書（自主事業等）（様式11）	
18	事業計画書（センター全体）（様式12）	
19	人材育成・研修に関する計画書（様式13）	
20	事業計画書（診療）（様式14）	
21	事業計画書（通園施設支援）（様式15）	
22	事業計画書（発達障害児通所支援）（様式16）	
23	事業計画書（地域支援）（様式17）	
24	事業計画書（相談支援）（様式18）	
25	事業計画書（自主事業等）（様式19）	
26	収支実績調書（様式20）	収支実績調書年度別内訳を含む
27	収支計画書（収支見込）（様式21）	収支計画書年度別内訳を含む
28	評価基準による自己評価	

## ○提出部数

各センターごとに、上記の書類を各1部ずつ提出してください。

## ○注意事項

- 1 様式によって「A4判片面」又は「A4判両面」の指定のあるものがあります。ご注意ください。
- 2 各様式の作成にあたっては、様式全体の中で各項目の大きさのバランスや行数を変更することは差し支えありませんが、文章の文字のポイントは小さくしないでください。
- 3 書類の提出にあたり、インデックスは貼らないでください。また、ホチキス止めはしないでください（登記簿謄本を除く）。

別記様式（第6条第1項）

指定申請書

年 月 日

（申請先）  
横浜市長

所在地  
申請者 法人名  
代表者氏名

次の地域療育センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

横浜市 地域療育センター

（注意）申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款
- (3) 法人の登記簿謄本
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該センターの管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(様式1)

## 法人の概要

よみがな							
法人名							
所在地							
代表者氏名							
連絡先	電話	( )	FAX	( )	担当者		
設立時期	年 月 日						
沿革							
業務内容及び 業務開始時期							
常勤職員数	法人全体		人 (詳細は別表のとおり)				
	うち〇〇地域療育センター職員		人				
	〇〇地域療育センター職員		人				
	〇〇地域療育センター職員		人				
平均勤務年数	法人全体の常勤職員		. 年 (平成30年4月1日現在)				
	うち地域療育センターの常勤職員		. 年				
常勤職員 退職・採用状況 (地域療育センター)		平成27年度(人)		平成28年度(人)		平成29年度(人)	
		採用	退職	採用	退職	採用	退職
	〇〇地域療育センター						
	〇〇地域療育センター						
〇〇地域療育センター							
納税状況	法人税、消費税及び地方消費税滞納の有無 有 ・ 無						
財政状況		平成27年度決算(円)		平成28年度決算(円)		平成29年度決算(円)	
	総収入額						
	総支出額						
	当期収支差額						
	次期繰越収支差額						
その他特記事項							

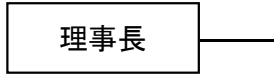




(様式3)

組 織 図

法人名	
-----	--



※センターを含む法人全体の組織図を作成してください(既存の組織図を添付していただいても結構です)。

(様式4)

事業実績調書（センター全体）

センター名	
-------	--

1 これまでのセンター運営の基本的な考え方、運営方針について

2 重点的に取り組んできた事項について

※本様式（A4判片面）1枚で作成してください。

(様式4 別表)

センター名: \_\_\_\_\_

取組状況を記入願います。

項 目	取 組 状 況
1 利用者からの苦情・要望を受け入れるための仕組み・工夫	・苦情解決制度の周知方法 ・現指定期間中の苦情解決制度利用件数 ・苦情解決制度(第三者委員)以外の仕組み・工夫
2 支援計画、個別支援計画の作成	(1) 支援計画 ①作成の対象児童 ②計画の概要(項目) ③計画見直しの時期・頻度 ④計画作成までの過程(手順)  (2) 個別支援計画(通園施設) ①作成の対象児童 ②計画の概要(項目) ③計画見直しの時期・頻度 ④計画作成までの過程(手順)
3 地域・関係機関との情報交換、意見交換の機会の設定	・平成29年度の実績(時期、回数等)
4 実習生、研修生、ボランティアの受け入れ	・平成29年度の実績(実人数) ①実習生(単位取得のための学生等)の受け入れ人数 ②研修生(他施設職員等)の受け入れ人数 ③ボランティアの受け入れ人数 ・受け入れにあたっての対応 ・受け入れの制限、受け入れにあたっての配慮事項等
5 災害発生時の対応に関する取組	・マニュアルの作成等の取組状況

6 事故防止に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒヤリハット事例の共有化、マニュアル又はチェックリスト作成等の取組状況</li> </ul>
7 感染症対策に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルの作成、予防策の取組状況</li> </ul>
8 食物アレルギーに関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルの作成、対象児への対応状況</li> </ul>
9 個人情報の保護に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の取扱いに関する具体的な取組</li> <li>・平成29年度の研修実施状況(時期、対象職員)</li> </ul>
10 保護者を対象とした勉強会等の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度の実施状況(時期、対象者、テーマ)</li> </ul>
11 保護者支援(きょうだい児支援を含む)の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践している取組、工夫等</li> </ul>
12 支援の一貫性、職員の連携を確保するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践している取組、工夫等</li> </ul>
13 療育に関する施策の提言、市の施策への協力等の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現指定期間における実績(時期、内容等)</li> </ul>

※必要に応じて適宜ページを追加してください。

(様式5)

人材育成・研修に関する事業実績調書

センター名	
-------	--

1 平成29年度に実施した研修（法人で統一的に実施したものを含む）について

(1) 人権に関する研修

(2) 専門性の向上を目的とした研修

(3) その他の研修

2 これまでの人材育成、研修計画の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

※本様式（A4判両面）1枚で作成してください。



(様式6)

事業実績調書（診療）

センター名	
-------	--

- 1 診療に関する平成29年度の取組の概要（診察、訓練指導、外来グループ）について

2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

※本様式（A4判両面）1枚で作成してください。

(様式 7)

事業実績調書（通園施設運営）

センター名	
-------	--

- 1 通園施設運営に関する平成 29 年度の取組の概要（クラス編成、通園形態、通園プログラム、指導室の設定等）  
について

2 これまでの通園施設運営の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

※本様式（A4判両面）1枚で作成してください。

(様式8)

事業実績調書（発達障害児通所支援）

センター名	
-------	--

1 発達障害児通所支援に関する平成29年度の取組の概要（療育プログラム、指導室の設定、保護者支援等）について

2 発達障害児通所支援の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

(様式9)

事業実績調書（地域支援）

センター名	
-------	--

- 1 地域支援（地域の関係機関への支援（学校支援を含む）、関係機関との連携）に関する平成29年度の実績の概要について

2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

※本様式（A4判両面）1枚で作成してください。

(様式 10)

事業実績調書（相談支援）

センター名	
-------	--

1 相談支援（障害児相談支援、初診前の支援）に関する平成 29 年度の実績の概要について

2 これまでの実績の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

※本様式（A 4 判片面）1 枚で作成してください。



(様式 11)

事業実績調書（自主事業等）

センター名	
-------	--

1 これまでに実施してきた自主事業等（地域ニーズ対応事業を含む）の概要及びその基本的考え方について

2 実施した自主事業等の効果、成果について

※本様式（A4判片面）1枚で作成してください。

(様式 12)

事業計画書（センター全体）

センター名	
-------	--

1 地域の中核機関として果たすべき役割について

2 センターの支援の専門性、総合性の確保について

3 センター運営に関する現状の主要課題について

4 今後のセンター運営の基本的な考え方、センターとして重点的に取り組む事項について

5 その他（セールスポイント等）※記載は任意

(様式 13)

人材育成・研修に関する計画書

センター名	
-------	--

1 職員の人材育成・研修に関する現状の課題、更に充実を図るべき事項について

2 今後の人材育成・研修に関する考え方、課題等をふまえて重点的に取り組む事項について

(様式 14)

事業計画書（診療）

センター名	
-------	--

1 診療に関する現状の課題について

2 今後の取組の基本的な考え方、課題をふまえて重点的に取り組む事項について

3 その他（セールスポイント等）※記載は任意

※本様式（A4判片面）1枚で作成してください。

1 通園施設運営に関する現状の課題について

2 今後の取組の基本的な考え方、課題をふまえて重点的に取り組む事項について

3 その他（セールスポイント等）※記載は任意

1 発達障害児通所支援に関する現状の課題について

2 今後の取組の基本的な考え方、課題をふまえて重点的に取り組む事項について

3 その他（セールスポイント等）※記載は任意

(様式 17)

事業計画書（地域支援）

センター名	
-------	--

1 地域支援（地域の関係機関への支援（学校支援を含む）、関係機関との連携、保育所等訪問支援）に関する現状の課題について

2 今後の取組の基本的な考え方、課題をふまえて重点的に取り組む事項について



3 その他（セールスポイント等）※記載は任意

※本様式（A4判片面もしくは両面）1枚で作成してください。

(様式 18)

事業計画書（相談支援）

センター名	
-------	--

1 相談支援に関する現状の課題について

2 今後の取組の基本的な考え方、課題をふまえて重点的に取り組む事項について

3 その他（セールスポイント等）※記載は任意

※本様式（A4判片面）1枚で作成してください。

(様式 19)

事業計画書（自主事業等）

センター名	
-------	--

（平成 31 年度以降に、センターにおいて独自に取り組む予定の自主事業等（地域ニーズ対応事業を含む）がある場合は記載してください。） ※記載は任意

1 自主事業等の概要及びその基本的考え方について

2 自主事業等の具体的な内容（実施時期・頻度、対象者、担当職員、経費・財源等）について

※本様式（A 4 判片面） 1 枚で作成してください。

### 収支実績調書

1 平成27年度から平成29年度までの収支状況

(円)

		平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度決算	備 考
収 入	市管理委託料(指定管理料)				
	診療所収入				
	通園施設収入				
	その他収入				
		計			
支 出	人件費				
	事業費				
	管理費				
	事務費等				
		計			
差 引 (剰余金)					

※上記の内容は、別紙の年度別内訳の内容に一致します。

2 経費節減に関する取組について

--

3 その他(補足説明等) ※記載は任意

--

※本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

(様式21)

センター名

### 収支計画書(収支見込)

1 平成31年度から平成35年度までの収支見込

(千円)

		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	備 考
収 入	市管理委託料(指定管理料)						
	診療所収入						
	通園施設収入						
	その他収入						
	計						
支 出	人件費						
	事業費						
	管理費						
	事務費等						
	計						
差 引 (剰余金)							

※上記の内容は、別紙の年度別内訳の内容に一致します。

2 経費節減に関する取組について

--

3 その他(補足説明等) ※記載は任意

--

※本様式(A4判片面)1枚で作成してください。



## 統計資料

### 1 全体

- (1) 行政区別（担当区域別）乳幼児人口
- (2) センター別職員数

### 2 診療

- (1) 診療件数
- (2) 診療実人数
- (3) 診察件数
- (4) 初診件数
- (5) 訓練指導等件数
- (6) 初診待ちの状況

### 3 通園施設支援

- (1) 通園施設在籍児童数
- (2) クラス編成の状況
- (3) 年間のべ通園設定日数

### 4 地域支援

- (1) 療育相談実施状況
- (2) 保育所等訪問・巡回訪問実施状況
- (3) 学校支援事業実施状況

※ 参考資料のため、主に平成 29 年度の状況を中心に作成する予定です。

[トップページ](#) > [健康福祉局](#) > [横浜市 よこはま福祉ナビ](#) > [福祉サービス第三者評価](#) > 横浜市南部地域療育センター 第三者評価結果 障害分野(地域療育センター) 事業者コメント(平成28年度)

## 事業者コメント(平成28年度)

第三者評価機関の皆様には、当センターを様々な視点から詳細に評価していただき、感謝申し上げます。職員の聞き取りも丹念に行っていただき、書類からは伝わりにくいスタッフたちの生の声もしっかりと拾い上げてくださったと感じております。今後ご指摘いただいた問題点につきましても問題解決に向けて動いてまいりたいと存じます。

職員への権限移譲の問題につきましては、当法人共通の課題でもありますので法人本部と協議しながら解決に向かいたいと存じます。また、震災等を想定した備品の安全対策や、不審者対応に関する地域ネットワークの構築などにつきましても今後改善していく所存です。さらに、診療所の診察の頻度や所要時間、長期化している初診待機期間など、年々増加している利用者様の診療・相談ニーズに必ずしも追いついていない現状につきましては、常勤医師1名と非常勤医師で担当できる限りの診察数を効率よく配分すること、医師の診察以外の相談フォロー体制の充実に向けても努力いたします。

横浜市南部地域療育センター  
所長 井上 祐紀

[健康福祉局のページへ戻る](#)

横浜市健康福祉局



[トップページ](#) > [健康福祉局](#) > [横浜市 よこはま福祉ナビ](#) > [福祉サービス第三者評価](#) > 横浜市南部地域療育センター 第三者評価結果 障害分野(地域療育センター) 総括(平成28年度)

## 総括(平成28年度)

### 基本情報

施設名	<a href="#">横浜市南部地域療育センター</a>
所在地	〒235-0033 横浜市磯子区杉田5-32-20
電話番号	045-774-3831
評価年度	平成28年度
評価機関	<a href="#">特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター</a>
結果公表	2017年01月17日
結果に要した期間	6ヶ月

### 評価方法

<b>自己評価</b>	
(実施期間) 平成28年7月1日～8月31日	<p>・6月に行った南部地域療育センター全体会の際、評価機関担当者による趣旨説明と自己評価記入方法説明を受けた。その後、項目ごとに回答担当部署を設定、常勤・非常勤職員が勤務時間内に記入した。</p> <p>・職員一人ひとりが自己評価を記入、その結果を科ごとに集計、職場会議等で意見交換するなどを経て、通園課・診療所・地域支援課・管理課としての課の評価をまとめた。課のまとめをもとに、センターとしての自己評価をまとめ、管理職で意見交換を経て主任会議に提示、確認期間を設け、職員からの意見や訂正箇所を盛り込み、センター全体の自己評価票とした。</p>
<b>評価調査員による評価</b>	
(実施期間) 平成	<p>■第1日目</p> <p>午 前: 書類調査、訓練科の診療場面観察、受付待合室の観察</p> <p>午 後: 事業者面接調査(所長、各課長、学校支援担当者)</p> <p>■第2日目</p>

28年 11月 28 日、 12月 2日	午 前:書類調査、通園場面観察、児童発達支援事業所「はらっば」訪問観察 午 後:職員ヒアリング調査 (PT、OT、ST、看護師、SW、心理士、栄養士、親子通園担当職員、単独通園担当職員、早期療育科職員、はらっば職員、管理課職員、バス運転・管理職員) 事業者面接調査(所長、各課長)
<b>利用者家族アンケート</b>	
(実 施期 間) 平成 28年 9月 15日 ~9 月29 日	対象:(1)センターの通園等施設利用児、平成27年度通園等施設卒園児及び診療所のみ利用児の全保護者 (2)平成27,28年度支援対象の幼稚園・保育園、小学校、地域訓練会 配付:センターからアンケート用紙等を配付した。 回収:専用の返信用封筒を利用し、無記名で直接評価機関に返送してもらった。
<b>利用者本人確認</b>	
(実 施期 間) 平成 28年 11月 28 日、 12月 2日	各部門、プログラムの途中で室内外から観察調査を実施した。児童発達支援事業所「はらっば」は、12月2日に観察調査を実施した。

### 総評(評価結果についての講評)

#### 【施設の概要】

地域療育センターは、心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を図るため、設置されています。センターでは、(1)児童に対する療育訓練 (2)児童に関する相談及び指導 (3)児童の医学的、心理的、教育的及び社会的な診断、治療、検査、判定及び評価 (4)地域への巡回相談及び指導を行っています。児童福祉法の児童発達支援センターと医療法の診療所とから成り立っています。(横浜市地域療育センター条例より抜粋)

横浜市南部地域療育センターは、JR根岸線新杉田駅、シーサイドライン新杉田駅より徒歩約7分、横浜市営バス215系統(循環線)「療育センター」下車、または京浜急行線杉田駅より徒歩約15分の産業道路沿いにあり、新杉田公園と磯子スポーツセンターに隣接しています。

昭和60年8月に、社会福祉法人青い鳥により横浜市で初めての地域療育センターとして開設されました。同法人は、前身の『財団法人神奈川県児童医療福祉財団』において、全国初の通園施設「青い鳥愛児園」と、全国初の療育相談機関「小児療育相談センター」を開設しました。その後、『社会福祉法人青い鳥』を設立し、横浜市内では、南部地域療育センターに続き中部地域療育センター・東部地域療育センター、さらに横須賀市と川崎市でも療育センターの運営を受託しています。

施設の建物は、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建てで、1階には通園指導室・早期療育室・感覚統合訓練室・水治療室・事務室等があり、2階には診察室・言語相談室(聴力検査室)・心理療法室・相談室等があります。指導室前に園庭が設置され、園庭の端に弟妹預かり(青いことり)の部屋が設置されています。施設種別とそれぞれの定員は、通園部門では、児童発達支援センター(定員50人)、医療型児童発達支援センター(定員40人)、診療部門は、訓練科、臨床指導科、診療室(診療科目:児童精神科、小児科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、摂食外来)、早期療育科となっています。

その他に、児童発達支援事業所「はらっぱ」(定員12人、週48人)が、JR新杉田駅よりセンターとは反対の方向に徒歩5分、京浜急行杉田駅より徒歩10分のところにあります。対象は、知的に遅れがなく、集団生活や家庭生活において配慮が必要な児童で、年齢は4歳児(年中)、5歳児(年長)となり、センターにて、専門医の診察及び諸検査等の結果、サービスの利用が必要と判断された児童となります。

磯子区・金沢区を対象エリアとし、「私たちは、利用者には選ばれる療育センターを目指します」という運営方針をもとに、横浜市、関係機関および保護者会等と連携して、地域における様々な療育活動をすすめています。

## 1. 高く評価できる点

- 子ども一人ひとりとその家族の状況に応じた支援を実施しています

センターには、心身に障害のある児童及びその発達において支援を要する児童とその家族から、多様な相談が入ります。しかし、相談者・利用者が初診に入るまで平均2~3ヶ月程度の期間を要するため、初診までの間にソーシャルワーカーが面談を行い、保護者の意見を積極的に聴取しながら一緒に子どもの強み・長所を探り、家族の心理的負担の軽減を図り、初診につなげています。

初診後は、各部門ごとに評価シートを用いて、運動機能や情緒、理解力、コミュニケーション、食事、排泄等のアセスメントを行ない、子どもの総合的な評価を元に、子ども一人ひとりの状況に応じた支援計画を策定しています。

支援の内容は、保護者と同じ“生活の視点”から、子どもの障害特性や家庭環境・家族背景などを捉え、子どもの発達の課題だけに注視するのではなく、子どもの個性を伸ばし、家庭で実践可能な支援方法を提案するよう努めています。

また、幼稚園、保育所、学校などの巡回訪問を通して、地域での子どもの生活を大切に考え、将来を見通し、親子に寄り添ったサービスを提供することを全職員が意識し、法人のビジョンである「障害児者の地域での育ちと暮らしの支援」「ライフステージに沿った伴走性の重視」の実践に取り組んでいます。

- 専門性とチームアプローチによる一貫した質の高い支援を実施しています

センターでは、診療部門、通園部門、地域支援部門の3つの部門が専門性を発揮しながら相互に連携し、療育に関する一貫した支援の実践に努めています。

定期に開催する職員間のミーティングでは、各部門の職員が参加し、連絡事項だけでなく、個別の事例検討など様々な場面で職員が相互に支援技術の評価と確認を行なっています。全体研修では、「療育センターの職員にもとめられるもの」として共通するキーワードをまとめ、センター職員としての意識の共有を図っています。

また、心理・言語・診療・PT・OT等の専門職間で、日々進歩する発達障害の診断・支援方法の情報を共有し、職員相互の支援技術の確認と評価を行い、専門性の向上を図っています。

更に、保護者や地域の関係機関との良好な関係を築き、情報共有や意見交換、技術支援を通して、障害のある子どもとその家族が、地域の中で安心して生活を送ることができるよう、相談・指導・援助を実施しています。

センターの運営方針に基づき、地域関係機関との密接な連携、利用者の多様性や将来性を尊重した支援、職員の専門性向上とチームアプローチ、横浜市民にとって安心して効率的なサービスの提供を目指し、職員が一体となって取り組んでいる様子が伺われます。

- 世代を超えて、通園児と保護者を支える地域の支え合いが行われています

センターでは、ボランティアの導入と育成を積極的に推進しており、現在、通園児の弟妹保育ボランティア、療育補助ボランティア、教材作成ボランティアなど、53名が登録し活動を行なっています。

なかでも、きょうだい児を安心して預けることができる弟妹保育ボランティアの存在は、通園児のきょうだいを持つ保護者にとっては大きな安心とともに、とても心強い存在となっています。

センターでは、園庭に隣接した場所に専用建物を設置してきょうだい児保育のためのスペース提供を行なうとともに、地域のボランティアグループと提携して「弟妹保育ボランティア・青いことり」を発足し、保護者の希望に基づいて利用調整のサポートを行なっています。センター設立当初からの伝統で、保護者も父母の会の活動の一環として、ボランティアの参加人数の取りまとめなど、運営に協力しています。

また、子育てに悩む保護者のためのリフレッシュの場として、センター卒園児の保護者が近隣の地域ケアプラザで月1回カフェを運営し、通園を利用する保護者の相談に乗ったり、自身の経験を伝えるなど、世代を超えた交流も行なわれています。センターの利用を通じて保護者同士の連携が深まり、“地域から支えられ、やがて地域を支えるようになる”といった、地域福祉のコミュニティ形成にもつながると思われれます。

子どもと保護者、家庭、そして地域を支えるセンターのこのような取り組みは、法人のビジョン「障害児・者が地域で育ち、地域で暮らすための支援」の具現化として、高く評価できるものと考えます。

## 2. 独自に取り組んでいる点

- 保護者による家庭療育支援プログラムの実践に向けた、新たな取り組みを推進しています

現在センターでは、平成28年度からの3か年を通じて、法人モデル事業である「エビデンスに基づいた家庭療育プログラム事業」に取り組んでいます。この事業は、発達障害のある子どもに対し、円滑なコミュニケーション技術を学ぶための方法を、保護者が家庭で実践できるよう支援することを目的としており、医療・福祉各々の専門的視点から検討を重ね、より効果的な子どもとの関わりや支援のあり方を模索し

ています。

過去の法人モデル事業では、平成24～27年度の4か年に亘り、児童発達支援事業所「はらっぱ」の卒園児を対象とし学校や家庭での様子を追跡するためにアンケート調査の実績があります。「高機能発達障害児の療育を考える」をテーマとし、「はらっぱ」での療育の有効性の検証、就学後も継続的に子どもの成長を追うことで得た知識・経験・情報を今後利用する保護者および子どもに還元することを目的としていました。

療育を必要とする子どもの数が増加し、療育センターの診療が数か月待ちとなっている状況をはじめ、保育所や幼稚園への障害児の理解促進、学齢期を迎えた障害児の支援のあり方、学校との連携強化など、療育を取り巻く環境には現在課題が山積しています。また、療育を必要とする障害児の特性として、個別性に配慮した関わりが求められますが、施設・人員ともに不足しているのが実情です。

そのような中、家族を“共同治療者”として育成し、家庭内で実践可能な療育プログラムを構築することは、これからの療育のあり方を考える上で非常に重要であると考えられます。センターでは、療育プログラムの検討のほか、子どもの強みに着目したワークショップなど、家族向け勉強会の開催にも積極的に取り組んでいます。

このように、子どもの障害特性への配慮と家庭的で個性を尊重したプログラムの実践、保護者の学びと支援を推進する取り組みは、当センターの独自性として高く評価できるものと考えます。

※法人モデル事業：職員の自発的提案を受け、先駆的な事業を法人予算で実施し、よりよい療育の実現の為に、その実績に基づき横浜市への情報提供・意見提案につなげています。

### 3. 今後の取り組みが期待される点

- 療育センター全体にかかる課題解決に向けた、さらなる検討と改善が期待されます

現在センターでは、新規利用者の待機解消に向け、申し込みや待機状況を確認しながら初診前の面接相談を実施しているほか、事例の緊急性など内容に応じて優先順位を調整し、キャンセル枠を活用するなどして待機期間の短縮化と効果的な診療の確保に努めています。また、申し込みから初診までの待機期間の保護者の不安解消のため、待機児育児支援事業「ありんこ」(集団療育開始前の期間の育児支援グループ)を実施するなど、診療を待つ保護者への育児支援と学習機会の提供を行っています。

療育を必要とする子どもの増加に伴い、療育センターのニーズが高まる中、サービスや支援の充実に向けて横浜市子ども青少年局や各区の福祉保健センター、横浜市内の他療育センターと定期的に話し合いを行ない、横浜市全体の療育に関する課題や懸案事項、将来展望等について意見交換を実施していますが、診療待機の解消や幼稚園・保育所との連携、学校支援など、改善すべき課題は山積しています。

当センターだけでなく横浜市全体の課題として、改善に向けたさらなる取り組みが大いに期待されます。

[健康福祉局のページへ戻る](#)

横浜市健康福祉局

[トップページ](#) > [健康福祉局](#) > [横浜市 よこはま福祉ナビ](#) > [福祉サービス第三者評価](#) > 横浜市南部地域療育センター 第三者評価結果 障害分野(地域療育センター) 分類別結果(平成28年度)

## 分類別結果(平成28年度)



[評価領域Ⅰ 利用者の尊重](#) [評価領域Ⅱ 支援の実施内容](#) [評価領域Ⅲ 地域支援・関係機関との連携](#) [評価領域Ⅳ 開かれた運営](#) [評価領域Ⅴ 人材育成・支援技術の向上](#) [評価領域Ⅵ 経営管理](#)



3つ:高い水準にある 2つ:一定の水準にある 1つ:改善すべき点がある

### 評価領域Ⅰ 利用者の尊重


評価分類	評価の理由(コメント)
I-1 利用者本位の理念 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人として、理念「道なきところに道を」のもと、「障害児者の地域での育ちと暮らしの支援」「ライフステージに沿った伴走性の重視」「専門性の高いサービス提供に向けた人材育成」「医療・福祉の一体的で良質な経営」の4つのビジョンを明示しています。センターの運営方針として、「地域に開かれた療育センターを目指します」「選ばれる療育センターを目指します」「良質で安全な療育と効率をバランスよく提供します」の3つを掲げ、地域関係機関との密接な連携、利用者の多様性や将来性を尊重した支援、職員の専門性向上とチームアプローチ、横浜市民にとって安心で効率的なサービス提供の実践を明文化しています。</li> <li>・センターの運営方針は、入職時に説明を行なうするほか、年4回開催のセンター全体会で読み合わせを行い、全職員への周知と理解浸透を図っています。また、運営方針の実現をテーマに、部門ごとの年度目標や職員の個別目標を設定し、全職員の意識付けと実践を促しています。</li> </ul>
I-2 一人ひとりの子どもに応じた支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・保護者の状況は、診療の前にソーシャルワーカーが面談して詳細な情報聴取を行なうほか、医師の指示に沿って各療法士が多面的な視点でアセスメントを実施し、診療録に集約して情報共有を図っています。利用者の情報は診療録のほか、福祉相談室や通園部門でも個別に個人記録を作成して経過を記録し、管理を行なっています。</li> <li>・支援計画の策定は、子どもの情緒面や運動、コミュニケーション、集団適応等のアセスメント結果に基づき、子ども一人ひとりの課題を明確化して目標設定を行なっています。支援計画は、各療法士の訓練内容に応じた実施計画書を策定するほか、通園部門では個別支援計画書を策定し、総合目標とともに発達課題に応じた長期・短期の目標を設定し、支援を行なっています。各々の計画書は、ケース会議を通じて医師や</li> </ul>

	<p>各療法士等の専門職、通園部門の職員が意見交換して作成しています。</p> <p>・リハビリや訓練に関する内容は、実施計画書に基づいて医師・看護師・ソーシャルワーカー・各療法士が直接保護者に説明し、同意を得て実施しています。通園部門では、年度を前・後期に分けて個別支援計画書を策定し、各々の状況評価を実施しながら保護者に説明しています。実施計画書、個別支援計画書は保護者に必ず写しを渡し、認識の共有に努めています。</p>
<p>I-3 利用者の人格の尊重・虐待への対応</p> 	<p>・子ども・保護者の権利に関する内部研修を定期開催しているほか、各部門で開催する事例検討を通じて、多様性の尊重と気持ちの理解について話し合いを重ねています。職員は優しい言葉と明るい表情で気持ちを受け止めながら、イラストや音楽を用いて子どもが親しみやすく理解しやすい関わりに配慮しています。また、プログラムも子どもの希望で選べるようにしたり、自分の気持ちを伝えられるよう支援を行なっています。</p> <p>・センターを利用する保護者の戸惑いや不安を理解し、共感と寄り添う姿勢を全職員の共通認識としています。保護者に対し適切な対応を心がけ、質問にも各専門職が連携して対応を行ない、専門用語を身近な言葉に置き換えたり図で示すなど、正しくわかりやすい情報提供に努めています。保護者アンケートにおいても、センター職員の保護者に対する精神的・心理的配慮を評価する回答が多数確認されています。</p> <p>・子どもの虐待防止と対応に関する内容は、全体会を通じてセンター長から説明するほか、内部研修を開催して周知を図っています。虐待防止対応マニュアルを策定し、虐待の定義や考え方を明示しています。虐待防止委員会を設置しており、所長や各部門の主任が参画して組織的な対応を実施しています。虐待が強く疑われる場合は、随時委員会を開催して迅速な対応を行なっているほか、児童相談所等の関係機関への連絡も随時実施しています。配慮が必要と思われる保護者に対しては、事前に状況共有を実施して対応を協議するとともに、状況に応じて心理士が関わり、保護者の心理的支援を実施しています。</p>
<p>I-4 苦情・要望への対応</p> 	<p>・法人の苦情対応規程のほか、センター独自の「苦情解決の手順」を策定し、苦情受付の流れと対応手順を明確化しています。センター内の掲示とともに、通園部門の重要事項説明書にも附表「苦情受付から解決までの流れ」を添付し、苦情解決制度の積極的活用を働きかけています。センターの第三者委員として横浜市社協・障害者支援センター巡回相談員と、障害福祉の見識を持つ元公共放送アナウンサーの2名を選任し、センター運営協議会への参加を得ています。第三者委員は、通園の「父母の会」にも参加し、直接保護者から意見を聴取しています。</p> <p>・意見箱の設置のほか、診療や通園の場面、送迎バスの車内などで随</p>





	<p>時保護者から意見を聞いています。寄せられた苦情・要望は主任会議等で検討するほか、苦情解決委員会を招集し対応を協議しています。横浜市福祉調整委員会など、外部の権利擁護機関への相談も可能であることを伝えていきます。なお、外部権利擁護機関への相談は、センターを介さず利用者・家族が直接相談できることを明示し、利用者が苦情・要望を表明しやすい環境整備を行なうとよいと考えます。</p> <p>・聴取した苦情・要望は、随時状況確認を実施するとともに、事案の重要度に応じて多面的に検討し円満な解決に努めています。苦情・要望の内容は、時系列に沿って記録し専用ファイルに保管を行なうほか、全職員に周知し情報共有しています。苦情事例は平成27年度で3件、26年度は2件となっています。利用者からの苦情・要望を受け、屋外通路に屋根を設置するなど、利用者の声を反映した事例も複数確認されています。</p>
--	--

## 評価領域 II 支援の実施内容

評価分類	評価の理由(コメント)
<p>II-1 センター全体に関する共通事項</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの利用申込時にソーシャルワーカーがインテーク面接を行い、センターの理念や基本方針、支援の内容、利用に伴う費用等の説明をしています。外来の利用者には保険診療である旨を説明し、かかる費用を伝えています。また、集団療育契約時にあたっては、保護者に理解しやすい言葉、または文書で伝えるように工夫しています。</li> <li>・センターの支援に関する情報や子どもの状況に関する情報は、診療部門では、診療録や心理評価結果報告書、支援利用計画等に基づき、医師やソーシャルワーカーから説明しています。通園部門では、クラスだよりで情報を提供するほか、個別面談や懇談会、家族参観で伝えています。センター全体に関わる情報提供の内容は、職員全体で情報を共有し、問い合わせには誰でも対応できる体制が整えられています。</li> <li>・利用者に関して、各職種間で日々の情報交換を意識的に行っていて、個人記録は必要に応じて職員がいつでも活用できるようにしています。また、必要に応じてケース会議を行い、子どもの状況を時系列で把握して、センターとして支援の内容や方向性など一貫した支援を行っています。</li> <li>・地域に関する情報は、事業者から持ち込まれる情報やソーシャルワーカーが収集した情報などを、1階の掲示板に張り出し、保護者が情報を得られる様に配慮しています。また、子どもとその家族の状況に応じた情報を、必要に応じて担当の各療法士やソーシャルワーカーから提供しています</li> <li>・子どもの年齢や障害特性に応じた様々な勉強会を通じて、障害の理解や保護者、家族への支援を行っています。子どもとその家族が地域</li> </ul>



	<p>生活に役立つ内容を組み込んだ保護者プログラムを実施しています。勉強会等の内容は、具体的でわかりやすく工夫し、保護者が参加しやすいように、心理セミナーやお父さん勉強会など土日にも日程を設けるなどの配慮しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の幼稚園、保育所、学校等の情報を十分に把握し、学校見学や先輩保護者の体験談を聞く機会を設けるなど、保護者の状況に応じて提供し、最終的に保護者が決定できるように支援しています。また、進路選択の支援にあたっては、ソーシャルワーカーが就学に向けての勉強会を開催したり、就学に向けて保育時間外に面談を行うなど、相談の機会を随時設けています。</li> <li>・職員が保護者のストレスマネジメントについて学ぶ機会を設け、家族の精神的、心理的な負担、健康状態等を踏まえ、気になることはいつでも相談に応じることを伝え、実際に相談できる時間を作るよう配慮しています。</li> <li>・館内外の清掃は障害者雇用を行っている外部業者に委託し、指導室内は、職員がチェック表に基づき清掃を行い、常に清潔に保つよう努めています。</li> <li>・トイレ内におむつ替えベッドを設置しています。移動が困難な子どもには、指導室内でもおむつ替えができるようパーテーションや専用マットを用意しています。専用の授乳室はありませんが、授乳が必要な方には部屋を提供しています。</li> </ul>
<p>II-2 診療に関する支援</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療の優先順位を調整するなどして、より多くの人が診療を効率的に受けられるよう、診察は十分な時間、回数を確保できるよう可能な限り努めています。特に幼少期については頻度の高い2~3ヶ月に1回の診療を行っています。また、説明はわかりやすいように、保護者と一緒に子どもの様子を見ながら伝え、質問にも丁寧に対応しています。しかし、今回の通園施設利用児、卒園児の保護者アンケートでは、十分な診察時間の確保に関して「どちらかといえば不満」「不満」を合わせた“不満”とする回答が高くなっているほか、自由意見でも、診療予約の取りづらさを指摘する意見が確認されています。ニーズの高さに比べ、制度・サービスが充足していないことが伺われます。</li> <li>・訓練指導等に関する説明は、現状だけでなく、目標の確認とプロセスを伝え、保護者にとってわかりやすく、先々の状態への不安に配慮した内容づくりに努めています。また、保護者からの質問には、具体的な説明を心がけ、適切に対応しています。</li> <li>・一人ひとりの子どもの状態を把握し、訓練の目的・目標に沿って、必要とされる訓練指導等の時間や頻度、期間を確保しています。当日の子どもの状態に応じてプログラムの内容を随時変更して、訓練途中での水分補給、時間短縮等の対応を行うなど、柔軟に対応しています。また変更した点については保護者に伝えています。</li> <li>・子どもの個性や障害特性、発達の状況等に応じた接し方を常に心がけ、子どもの反応、行動、発言など、ひとつひとつに大切に關わること</li> </ul>

	<p>で、子どもの気持ちの理解に努めています。また、保護者から当日の子どもの状態を聴取して、子どもの健康状態に応じたプログラム設定を行っています。</p>
<p>II-3 通園施設における支援</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの状況に応じて、パーティションで仕切った個別スペースなど落ち着ける環境を作ったり、転びやすいなど子どもに合わせた動線を考えて指導室の設定を行っています。教材や遊具等は、障害状況に合わせて、組み合わせや説明の仕方などを工夫しています。毎月1日に通園課職員全員でチェック項目に沿って、10分間の安全点検を実施し、指導室等の安全性について十分に配慮しています。</li> <li>・通園利用児の状況に応じて、通園選定会議で、毎年クラス編成等について協議し、受理会議で、ソーシャルワーカーから子どもの課題等を聞き取り、方針等を決めています。また、子どもの障害や発達の状況、年齢等に応じて、集団療育の必要性を検討し、適切な通園頻度を確保するように努めています。</li> <li>・個別支援計画は、保護者から「療育への願いアンケート」に家庭での子どもの様子や保護者の希望などを記載してもらい、保護者ニーズを把握した上で、全体の支援計画をもとに、一人ひとりの子どもとその家族の状況やニーズに応じて作成しています。支援計画には現状と課題、短期と長期の目標と具体的な手立てを記載し、児童発達支援管理者と園長が、内容が適切であるか確認しています。</li> <li>・子どもの状態変化に伴いプログラムの内容修正が必要な場合は随時支援計画の見直しと変更を実施しています。見直しの内容については、年に4回実施している個人面談の際に、自宅で取り組んでもらうべきことや家庭内での保護者の対応などについて具体的に話し合い、保護者と十分意見交換して計画に反映しています。</li> <li>・プログラムの内容はクラス担任が個別支援計画に基づいて作成し、子どもに応じた課題、活動となっているか、また親子通園では、保護者同士も楽しみながら話し合えるようなプログラム作りとなっているかについて、通園会議等で確認しています。また、プログラムの内容は、子どもの発達や特性を理解していくためのものや、家庭での具体的な工夫や対応の方法を学べるものを設定するなど、保護者に配慮しています。</li> <li>・子どもの様子を保護者とともに確認し、専門的視点ではなくまず母親と同じ目線で、見方・捉え方を共有できるよう配慮するなど、家族の精神的、心理的な状況、健康状態等への配慮を行っています。</li> <li>・各クラスで「お知らせ」を発行し、支援内容や子どもの様子について情報提供を行っています。また、単独通園のクラスでは、連絡帳等を用いて、保護者とのきめ細かな情報交換を行っています。その他、勉強会終了後にもミニ懇談会を実施し、フォローアップを行っています。家庭訪問を行い、家庭での子どもの様子や地域環境を知り、療育の参考にするほか、保護者と家庭での過ごし方について相談しています。訪問の際には、保護者の都合を考慮して負担がないように配慮しています。</li> <li>・給食の献立や調理法は、子どもの状況、年齢、好き嫌い等を考慮して</li> </ul>

います。たとえば、偏食が強く給食や水分が摂れない子どもに対し、きっかけとなる食材や代替の食品を提供するなど工夫しています。摂食能力に障害のある子どもについては、摂食能力を評価し、胃ろうから経口摂取に変更する子どもも含めて、食事形態を6段階(幼児食、そしゃく食、押しつぶし食 押しつぶし準備、嚥下食、経口摂取準備食)にして、適切な食形態を用意しています。

・給食の際に、季節感を出すようクリスマスの飾り付けをしたり、人気のあるメニューを取り入れたりするなど、子どもが楽しめるよう工夫しています。また子どもがうまく食事をとれるよう、慣れ親しんだ食器を家庭から持参いただくなどの工夫をして、子どもが自ら食べようとする意欲や行動を大切にしています。

・子ども一人ひとりの健康状態を把握し、気になることはクラス日誌に記載し、必要に応じてクラスミーティングやカンファレンスで情報共有しています。既往症については事前情報シートや健康管理表を保護者から毎年提出してもらい、健康状態の把握を行い、職員間で共有しています。

・排泄の介助が必要な子どもには、一人ひとりの排泄のリズム等をとらえて適切な支援を行っています。単独通園のクラスでは、園での排泄状況はチェック表で管理し、保護者には、連絡帳に記載して伝えています。

・医療的ケアが必要な子どもの情報や服薬に関する情報は、所内に医療対応委員会を設置し、毎月情報を共有し方針を確認しています。看護師が診療部門と通園部門をローテーションで回って子どもの健康状態を把握するほか、各種健康診断を実施し、結果と対処方法について保護者と共有しています。

・通園バスの運転手として運行管理も担当する職員がいます。通園バスは、3台運行しており、他2名のドライバーは観光バス会社に委託し、バス一台につき保育職員1名、バス添乗員1名が添乗して安全な運行に努めています。毎年利用者の居住地、乗車時間、道路状況等を十分確認し、運行管理者が試走した上で、通園バスの運行コースや乗降ポイント等を毎年決定しています。

・重要事項や契約締結に関する説明の際には、園長が利用料金の仕組み等をスライドを使用してわかりやすく説明し、事務手続が正確かつ効率的に行われるように努めています。



・通園施設の利用終了時には、子どもの進路先に在園中に巡回し、個別支援計画書を元に情報を共有しています。また、終了後も幼稚園等への巡回訪問や診療のフォローなどにより、支援の継続性を保ち、子どもや保護者の不安を軽減するよう努めています。

### 評価領域 III 地域支援・関係機関との連携

評価分類	評価の理由(コメント)
<p>III-1 地域の関係機関への支援</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園・保育所からの依頼に基づき、センターを利用していない子どもへの対応についても技術支援を目的とした巡回訪問を年間180回以上実施しています。幼稚園・保育所への助言は、発達が心配な子どもの理解と対応について、発達障害のとらえ方や考え方を具体的に伝えるなど、幼稚園・保育所の職員が受け入れやすい内容になるよう心がけています。</li> <li>・幼稚園・保育所からの研修への協力依頼等に応え、各区で勉強会を年に7回程度開催し、保育士・幼稚園教諭研修終了後にはアンケートを実施しています</li> <li>・学校からの依頼に基づき、技術支援を目的として、金沢区については、区内に養護学校があるため、磯子区を中心に学校訪問を年間73件実施しています。就学後に生じる問題行動に対する相談等、成長に伴い想定されるつまづきへの知識提供や子どもの成長を捉えて状況を整理する機会の提供など、教職員が必要とする内容についてわかりやすく、受け入れやすく助言するよう努めています。また学齢期に心理評価を希望しているケースに対し「地域ニーズ事業」予算を利用して心理士を雇用し、評価枠の拡大を図っています。</li> <li>・学校からの研修への協力依頼に応え、年間6回の研修を実施しています。学校から相談への対応については、今回のアンケートでは「満足」「どちらかといえば満足」が80%となっており、適切に対応していることが伺われます。</li> <li>・地域訓練会等からの要望に応じて巡回訪問や研修会の開催を行うなど、適切に対応しています。</li> </ul>
<p>III-2 関係機関との連携</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区福祉保健センターとの連携のもと、1歳6か月療育相談は、区役所との調整の上で年7回の実施となっています。また、区福祉保健センターと療育相談実施上の課題を整理、検討する場として、各区福祉保健センターとの連絡会の場を設けて、職員との意見交換や技術支援を行っています。</li> <li>・センター利用者の情報共有や巡回・相談等を円滑に行うために、常に情報共有を行い、各関係機関開催の会議に参加するなど協力関係を築いています。学校、幼稚園、保育所等とは巡回訪問や相談・技術支援等の実施や当センターが独自で開催している保育士・幼稚園教諭研修等を通じて、円滑な連携を図るための良好な協力関係を築いています。</li> </ul>

#### 評価領域 IV 開かれた運営



評価分類	評価の理由(コメント)

<p>IV-1 支援内容等に関する情報提供</p> 	<p>・法人及びセンターのホームページを開設して積極的な情報提供を行っています。開所時間や利用定員など施設概要を掲載しているほか、事業所の外観や園庭、各種訓練室や通園クラスなど、エリアごとに写真を多数掲載して紹介し、閲覧者の分かりやすさに配慮した内容構成とされています。ホームページの内容は法人本部で一括管理し、定期・随時で見直しと更新を実施して、最新の情報提供に努めています。</p> <p>・利用に関する相談はソーシャルワーカーが毎日対応し、子どもの状態や保護者の意向を充分聴取出来るよう事前予約制としています。保護者をはじめ地域の保育所・幼稚園や行政機関、福祉系大学などから随時受け入れを行なっています。平成27年度の見学者受け入れ実績は、併設の児童発達支援事業所「はらっば」を含め46件・146名となっています。外国籍の利用希望者に対しても、横浜市国際交流協会(YOKE)と連携して通訳ボランティアを手配し説明するなど、柔軟な対応に努めています。</p>
<p>IV-2 実習生・研修生・ボランティアの受け入れ</p> 	<p>・福祉系大学や専門学校等から毎年実習生を複数受け入れており、社会福祉士、保育士、理学・作業・言語療法士の現場実習のほか、医学部学生の臨床研修の受け入れを行なっています。全体共通の実習対応マニュアルのほか、各療法士等専門職ごとにマニュアルを整備して、対応手順の統一化と効果的な教育・指導を行なっています。平成27年度の受け入れ実績は11名となっています。実習では、各専門職の担当業務だけでなく、療育センター全体の理解を深められるよう配慮しているほか、冊子「自閉症のお子さんの正しい理解と対応のために」を用いて、子どもの障害の理解促進に向けた工夫を行なっています。</p> <p>・障害児療育の普及啓発と社会貢献の一環として、保育士や養護教諭、行政や他療育センター等の関係機関から研修生を多数受け入れています。受け入れに際し、障害児支援の内容に加え、診療・通園・巡回訪問・相談支援など、療育センターの機能と目的を説明しています。</p> <p>・通園児の弟妹保育、療育補助、教材作成のボランティア53名が登録して活動を行なっています。通園児の弟妹保育は、センターの園庭に隣接して専用建物を設置し、保護者の希望に基づいて随時日程調整して受け入れを行なっています。「ボランティアのしおり」に基づき、活動内容や注意事項、子どもへの配慮事項等について説明しています。ボランティア担当は通園部門の中堅職員を専任で配置し、毎月定例でボランティア連絡会を開催して意思疎通を図っています。現在、通園児の弟妹保育ボランティアの増員に向け、地域住民や福祉系大学・専門学校に募集を案内しています。</p>
<p>IV-3 地域との情報交換等</p> 	<p>・磯子区・金沢区の自立支援会議や福祉保健センター連絡会、要保護児童対策地域協議会など地域の関係機関との連絡会議に多数参加し、情報収集と要望把握に努めています。</p> <p>・「横浜市南部地域療育センター運営協議会」を年2回定期開催し、地域の幼稚園・保育所代表や横浜市・区の子育て支援の担当課、教育委員</p>




	<p>会、自主訓練会の代表等を招いてセンターの事業報告と意見交換を実施しています。センターへの意見・要望は、主任会議や管理職会議で検討し適宜事業運営に反映しています。要望への対応として、地域ニーズ事業「学齢期に心理再評価を希望しているケースの待機解消」や、待機児育児支援事業「ありんこ(集団療育開始前の期間の育児支援グループ)」など、診察待機期間の短縮と有効活用に向けた新たな取り組みを推進しています。</p> <p>・保護者会やOB会の活動に集団指導室・保育室を提供したり、地域訓練会等の団体に水治療室のプールやリトミック教室のためのスペース提供を行なうなど、地域に向けた施設開放を積極的に推進しています。平成27年度の地域開放実績は99回となっています。</p>
--	---


### 評価領域 V 人材育成・支援技術の向上

評価分類	評価の理由(コメント)
<p>V-1 職員の人材育成</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人全体で人事考課制度を導入し、職員の経験年数や習熟度、職種、職責別に人材育成計画を策定しているほか、職員ごとに年度目標を設定し、考課者と定期的に面談して達成状況の確認を行なっています。個別目標は職員の資質向上に加え、各部門の年度目標と連動した内容で設定しています。</li> <li>・人材育成委員会を発足し、職員の教育研修に関する企画・運営を行なうほか、内部研修は年度ごとに研修計画を策定して、計画的に開催しています。職員研修の目的として「専門性」「総合性」「人間性」の向上を掲げ、全体研修・階層別研修・各職種別研修の三本立てで、職員の資質向上に向けた教育を行なっています。</li> <li>・内部研修は全体研修のほか、新人・中堅・ベテランと職員別にも設定するほか、法人共通やセンター独自でも開催しています。外部研修も報告書の回覧や報告会を通じて全体周知しています。</li> <li>・業務遂行にあたっては、子どもの障害特性や医療対応など、個別性に応じて各専門職から支援内容を具体的に説明し、一貫した対応に努めています。研修は常勤・非常勤に関わらず積極的に受講を勧めており、各療法士など職種ごとの外部専門部会への参加も推奨しています。</li> </ul>
<p>V-2 職員の技術の向上</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体研修のほか、部門ごとの勉強会やミーティング、カンファレンス等を定期開催するなど、職員の支援技術向上のための学習機会を複数設定しています。横浜市内の全療育センターが参加する「療育研究大会」や、法人内の専門職ごとに開催する「療育センター専門部会」に参加するなど、専門性を高めるための研修機会も多数確保しています。</li> <li>・経験豊富な専門職や医師である所長が様々な支援場面に関わるなど、職員が連携しながら相互に専門技術を学び合う体制が構築されています。医療・福祉系大学の学識経験者等や地域医療機関の医師な</li> </ul>

	<p>ど、外部の専門家から助言・指導を受けられる体制を確保しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害や運動障害に関するカンファレンスをはじめ、心理・言語・診療室・PTOT等それぞれの部門でミーティングを定期的に開催しているほか、通園部門でも勉強会や事例検討を実施して、職員相互の支援技術の確認と評価を行なっています。</li> </ul>
<p>V-3 職員のモチベーションの維持</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人事考課の手引き(H28年度版)・人事考課(意欲と能力評定)」に基づき、業務遂行能力や理解判断、改善提案、統率力など、職種や経験年数等に応じた役割や期待水準を明示して、全職員に周知しています。</li> <li>・部門ごとの会議やミーティング等を通じて、日常的に職員から改善提案を受け付けており、可能なものは主任会議等で協議し、適宜実務へ反映しています。</li> <li>・センター独自に「療育センター職員に求められるもの」を編纂し、利用者尊重の視点や専門性、チームワークなど、職員のあるべき姿を明示するとともに、研修ほか日常場面でも活用し、職員間の認識を共有しています。</li> <li>・所長のリーダーシップのもと、診療・通園・地域支援など各部門が使命感を持って業務遂行に努め、全体的なモチベーションは高い状態となっています。また、業務効率化や経費削減、職員の安全衛生の推進など、様々な場面で管理部門が環境調整と業務サポートを実施して、組織全体の士気高揚を図っています。</li> <li>・職員の自主性を尊重し、権限委譲を推進する取り組みを行なっているほか、内部研修やOJTを通じて業務上の役割と責務を確認し合い、円滑な業務遂行に努めていますが、職務権限規程や職務分掌など、職員の習熟度や経験年数・職責等に応じた明確な規定の策定に至っていないことが大変惜しまれます。職員ごとの責務の明確化を通じて職員全体の職務意識の自覚を高め、さらなる主体性と意欲向上を図る取り組みに大いに期待します。</li> </ul>

## 評価領域 VI 経営管理

評価分類	評価の理由(コメント)
<p>VI-1 経営における社会的責任</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則・服務規律において虐待やハラスメント等の不正行為を明示し、職員の不適切行為を禁止しているほか、就業規則、権利擁護、虐待防止等の研修を開催して、全体周知と理解浸透を図っています。ハラスメント防止マニュアル「なくそう！ハラスメント」を発行し、法人内の相談窓口を設置して随時相談可能な体制を整備しています。</li> <li>・法人の経理規程に基づき、会計担当職員を定めて業務分担し、相互に牽制して適正な業務遂行に努めています。経理事務の状況は法人への月例報告を通じて主任管理課長が確認するほか、法人会計監査と外</li> </ul>

	<p>部監査を実施して適正な管理運営を行なっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人共通の「個人情報保護及び開示規程」を策定し、個人情報の取り扱いに関する手続き等を明確化しています。個人の記録は施錠可能な棚に収納し、随時施錠して確実な管理に努めるほか、守秘義務・個人情報保護の誓約書は全職員から取得し、実習生や研修生、ボランティアに対しても事前に説明の上、メモや撮影等を含め情報の帯出禁止を徹底しています。保護者等からの情報開示請求にも随時対応し、「横浜市南部地域療育センター個人情報保護と開示に関する取扱要領」を策定して、部課ごとに個人情報の開示項目を定めて円滑な対応に努めています。</li> <li>・横浜市の方針に則り、センター全体でゴミ分別・リサイクルを徹底しています。管理課を中心に節電や業務効率化などセンター全体のコスト削減に取り組み、「南部センター管理課通信」や「南部センター節電レポート～事務経費削減への道～」等の広報誌を定期発行して、職員の意識付けと行動化促進を図っています。</li> <li>・センター敷地内に植栽を行なうなど緑化推進に努めるほか、管理課通信にセンター事業の社会的責務として環境配慮の姿勢を明示していますが、法人及びセンターとして環境配慮の方針明示に至っていないことが大変惜しまれます。今後は明確な環境配慮の方針のもと、組織全体での取り組み推進が大いに期待されます。</li> </ul>
<p>VI-2 事故・災害等への対応</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故対応マニュアルや安全点検マニュアル、通園部門の安全チェックリスト等を用いて安全な環境の整備・維持に努めています。センター内で発生した事例は、ケガ・ミス・ヒヤリハットの3つに分類し、月ごとに統計と分析を実施して事故の予防と発生防止に努めるほか、収集した統計データを主任会議で協議・検討し、センター全体で改善に取り組んでいます。ヒヤリハット事例の収集・分析は、職務上の危険を認識し改善に向けた具体策の共有化を図ることが目的であることを明示し、全職員の認識強化に努めています。事故防止に関するマニュアル・チェックリストは、部門ごとの実務に照らして毎年定期的に見直しを行ない、主任会議で確認の上適宜改訂を実施しています。</li> <li>・緊急時の対応マニュアルに基づき、事故発生時の対応手順や職員の役割分担等を明確化して職員間で認識共有しています。消防署職員を講師に招き、小児の救急蘇生法やAEDの使用方法等に関する内部研修も開催しています。子どものケガはごく軽微なものであっても必ず報告を行なうことをルール化して、電話や連絡帳等で必ず保護者へ連絡しています。</li> <li>・災害対策マニュアルを策定し、利用者の安全確保と被災状況の確認・報告手順等を明確化しています。大規模災害発生時の医療対応用の非常持ち出し品リストや特別避難場所の開設マニュアルも添付して手順を統一化し、職員間で共有しています。職員の緊急連絡網や行政等の関係機関連絡先一覧を整備しています。また、センターの防災用品の備蓄をはじめ、磯子区の特別避難場所として避難者用を含む防災備</li> </ul>



	<p>品を準備しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒防止用の伸縮棒設置や、壁面収納扉への開放防止用ストッパー装着などの防災対策を施していますが、日常の使用通園クラスの壁面収納にストッパー設置がない箇所が散見されています。日常使用と安全性確保の両面で対策を講じる工夫が望まれます。</li> <li>・「不審者対応マニュアル」を策定し、有事の際の具体的な対応手順を明確化し、職員対応の統一化を図っています。館内や敷地内に防犯カメラを複数設置して随時確認を行なっています。警察官指導による不審者対応訓練の内容をマニュアルに取り入れるほか、センター内で実地訓練を行なうなど、施設内の安全管理に努めています。隣接の「いそご地域活動ホーム いぶき」と連携し早期の対応に努めるほか、不審者情報を正面入口の案内板に掲示して利用者に注意喚起していますが、地域の幼稚園・保育所や小学校、地域住民との不審者情報のネットワークは未構築となっており、今後の課題と捉えています。</li> </ul>
<p>VI-3 衛生管理・感染症への対応</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通園部門の食事提供や、センター内の館内清掃は外部業者に委託し、衛生管理マニュアルに沿って食品や設備の衛生管理を実施しています。清掃の状況はチェックリストを用い、清掃班の監督者が随時確認を行なっています。通園部の各クラスの清掃は職員が毎日実施し、清潔さと安全性確保に努めています。</li> <li>・「感染症対策マニュアル」を策定し、感染性物質と標準予防策、感染性疾患の概要と具体的な対応内容等を記載して職員間で活用しています。また、センター内に「安全衛生委員会」を発足し、所長や園長、各部門の主任らで定期開催し、センター内の安全・衛生に関する対策を協議しています。</li> <li>・登園停止・早退など、集団感染発生時のクラス閉鎖の基準を設定しているほか、「伝染性疾患治療後の登園のめやす」を定め、感染症治療後の登園可能な日数・状態を具体化しているほか、発生時の連絡手順も統一化して円滑な対応がなされるようにしています。国・県・市からの感染症に関する最新情報を掲示・回覧して情報発信し、注意喚起と予防に努めています。</li> </ul>
<p>VI-4 センター長及び園長のリーダーシップ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人理念及びセンターの運営方針を館内の随所に掲示しています。年4回開催の全体会で、理念・運営方針を明記した事業計画書等を配布して説明を行なうほか、毎週の朝礼時に所長から運営方針の実践をテーマに講和を行なうなど、全職員の認識強化と実践に向けた行動化促進を図っています。</li> <li>・園長は、朝の打ち合わせで各クラスの状況確認を行なうとともに、各クラスを巡回して職員と意見交換し、業務全体の状況確認とサポートを実施しています。子どもの支援など通園部門の課題は、通園課会議や評価会議で担当者同士で検討するほか、月2回開催の管理職会議や主任会議でも報告と協議を行なっています。センター内に「療育システム検討プロジェクト」を発足し、所長ほか管理職が参加して、センター全体の</li> </ul>

	<p>療育システムのあり方を検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人モデル事業として、平成23～27年の4か年に亘り、併設の児童発達支援事業所「はらっぱ」の卒園児を対象に学校・家庭での様子の追跡調査を実施したほか、今年度からの3か年で、発達障害のある子どもに対し円滑なコミュニケーション技術を学ぶための方法を、保護者が家庭で実践できるよう支援する「エビデンスに基づいた家庭療育プログラム事業」など、様々な取り組みを通じて子どもへの効果的な支援や関わりのあるあり方について検討を重ねています。</li> <li>・センターや通園部門の運営に関わる重要な意思決定にあたっては、「父母の会」や各クラスの個別面談等で直接保護者と意見交換し、検討内容に取り入れています。重要な決定事項の内容は、主任会議を通じて全職員に周知するとともに、保護者にも懇談会や個別面談等を通じて説明を行なっています。</li> <li>・センターの運営に関わる様々な重要事項の検討は、安全衛生委員会や医療対応委員会、人材育成委員会等の検討チームを発足して各々の課題の検討を行なっています。</li> <li>・各部課に主任を配置して、業務状況の把握と遂行管理を行っており、職員の能力・経験に応じて資質向上に向けた助言・指導を実施するとともに、健康状態や家庭状況等に配慮して、職員が良好な状態で業務に臨むことが出来るようサポートしています。法人内共通のスーパーバイザー育成に向けた体制整備は未構築となっておりますが、センター独自の体制として、主任ミーティング・主任会議をセンターの基幹的組織に位置づけ、主任のイニシアチブのもとで組織運営を行なうなど、主任を次期スーパーバイザーとして育成する仕組みを構築しています。</li> <li>・「横浜市南部療育センター第三期中期事業計画」を策定し、診療待機の改善と待機期間の支援に向けた新たなサービス提供、利用者ニーズに即した柔軟な療育システムの構築、危機管理体制の整備など6つの重点目標を掲げ、平成28～30年度の3か年に亘って年度別の目標と行動計画を明示しています。中期事業計画の内容は、全体会や部門別の会議等で全職員に周知しています。横浜市こども青少年局及び横浜市内の療育センター代表と合同で「療育センター連絡会」を毎月開催し、横浜市全体の療育の課題や懸案事項、将来展望等について意見交換しています。</li> </ul>
<p>VI-5 効率的な運営</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの利用申込や待機者の状況は、管理課で毎月統計を取り各部門へ周知しているほか、キャンセル枠や順番調整等を実施して待機期間の短縮化に努めています。また、診療までの待機期間が長い場合は、福祉相談室のソーシャルワーカーから「待機児育児支援事業『ありんこ』(集団療育開始前の期間の育児支援グループ)」を紹介して参加を呼び掛けるなど、診療前の保護者に対する育児支援と学習機会の提供を図り、診療待機期間の保護者の不安を解消するようにしています。</li> <li>・所長は児童精神科医として小児精神神経学会の評議員を務め、小児療育や発達医療に関する様々な会合に参加して最新の情報収集に努</li> </ul>

めるほか、国・県・市からの保健・福祉に関する情報を分析し、事業運営に取り入れています。センターの事業運営に影響のある情報は、法人運営会議など法人代表者で協議・検討を実施するほか、センター内でも管理職会議や主任会議等で協議しセンター全体の取り組みとしています。

・「療育システム検討プロジェクト」を発足し、各課主任および管理職が参画して課題の検討と改善に向けた話し合いを行なっています。横浜市こども青少年局や磯子・金沢区の福祉保健センター、こども家庭支援課等の行政機関とも随時連携し、定期的な交流と意見交換を実施しています。

・組織図において各部門の役割と責務、指揮系統を明確化して職員間の認識共有化を図っていますが、専門性が高く人員配置の少ない部門では職員の階層設定や管理職の配置が難しく、他部門と共通の職務権限規程の策定に至っていないことが大変惜しまれます。また、管理職の配置がない部門では、中間層の職員の業務負担が大きくなっています。今後は専門性の高い職種においても、法人共通の職務権限規程の策定と各部門共通の管理職配置など、より円滑な業務執行体制の構築に向けた取り組みが期待されます。

[健康福祉局のページへ戻る](#)

横浜市健康福祉局

[トップページ](#) > [健康福祉局](#) > [横浜市 よこはま福祉ナビ](#) > [福祉サービス第三者評価](#) > 横浜市南部地域療育センター 第三者評価結果 障害分野(地域療育センター) 本人調査(平成28年度)

## 本人調査(平成28年度)

### 結果の特徴

■実施日時:平成28年11月28日(月曜日)10時30分～12時30分、12月2日(金曜日)10時00分～12時00分

(「はらっぱ」の訪問観察:平成28年12月2日(金曜日)10時30分～11時00分)

※以下の観察の状況はいずれも、療育等の状況を全般的に観察した結果ではなく、一定の時間内で観察した

状況をまとめた結果となっています。

#### ●通園部門

登園時間になると、全職員が1階に出て、元気な挨拶とともに優しい笑顔で子ども一人ひとりを迎え入れています。通園の各クラスは園庭に面した1階にあり、園庭側の通路を通して入室します。室内は子どもの動線に合わせ、順番に行動できるよう各備品が配置されており、靴を脱いだ後に自分用の荷物スペースにリュックや上着を置いてから、遊びのスペースに入っていきます。単独通園のクラスでは、入り口に連絡帳を入れる箱を設置して、子どもが自分で連絡帳を入れることができるようにしています。

室内は、各クラスともケガ防止のため、クッション性のあるフローリングを採用しているほか、清潔な環境を保っています。プログラムは個別のあそびと集団の活動が盛り込まれ、終了すると次の活動を示すカードを職員から受け取って移動します。個別のブースには一人がけの子ども用ソファと絵本が置かれていたり、音の出るおもちゃやドールハウス、ブロックなど様々なおもちゃも準備されています。保育ボランティアもいて、おもちゃの準備や片付けをしながら子どもたちと優しく接するようすも見られました。集団指導室、プレイヤードでは、広いスペースが確保され、大きなトランポリンや平均台、ブランコ、滑り台などの遊具があり、職員の見守りの中、みんな元気に動き回っていました。車いすに乗車し、足浴とマッサージを受けながら気持ちよさそうにしている子どももいました。

単独通園の親子登園日では、保護者と一緒にホットケーキ作りをおこなっているようすも見られました。エプロンや三角巾も着脱のしやすさに配慮し、ゴムやボタンを活用して、頭からかぶるだけで体にフィットするよう工夫された被服が準備され、楽しそうに調理に挑戦する姿が見られました。おもちゃの写真や遊びの内容をカード化して、子どもが自分で好きなものを選べるようにしたり、「〇〇に□□をください」等文章の間にカードを貼付して自分の意思表示ができるようにするなど、子どもの意思と主体性を尊重しつつ、気持ちを言葉で表現できるような工夫が園内の随所で見られていました。

また、調査当日はセンター会議室で保護者向け勉強会が開催されており、多数の保護者の参加のもと、園長が講師となり、発達障害の特性や基本的な考え方などの講義を行っていました。

#### ●診療部門

診療部門は2階部分にあり、待合室は採光も十分で明るく静かな環境で、数組の親子が診療を待つ姿が見られました。待合室には大型の書籍用ラックがあり、幼児向けの雑誌や絵本のほか、保護者向けの子育て関連雑誌なども多数置かれていました。診療申し込みに到着したばかりの親子や順番を待つ親子、

診療を終え診察室から出て来た親子など、診療所を訪れるそれぞれの保護者・子どもに対し、看護師やソーシャルワーカーが笑顔で話しかけたり、説明をしていました。

診察室内は診察用の座席のほか、子どもの遊びの状況を観察するためのスペースが設けられており、プレイマットが敷かれ、おもちゃ類も置かれています。看護師の優しい誘導のもと、保護者とともに診察室に入る子どもの姿が見られていました。

早期療育科では、当日は数組の親子が参加していましたが、それぞれの子どもが思い思いにおもちゃ等で自由に遊ぶ姿と、保護者がそばに寄り添うようすが見られました。早期療育科では、子どもが主体的に遊ぶようすを観察しながら、保護者自身も子どもの特徴や長所・好きなこと等に気付き、理解する機会にもなっています。

#### ●はらっぱ(児童発達支援事業所)

調査当日は多数の親子が2クラスに分かれて参加し、子どもと一緒にプログラムを行ったり、子どもの活動をうしろから観察したりするようすが見られました。1つのクラスでは、数日後に予定された外出プログラムに備え、信号の見かたや横断歩道の渡り方など、交通量の多い道路に面した場所で安全に行動できるようにするための練習を行っていました。横断歩道を模した白いテープを床に貼り、小さな交差点が作られたフリースペースの中で、職員や保護者と手をつないで、左右を確認しながら手を挙げて楽しそうに歓声を上げる子どももいました。

もう一つのクラスでは、塗り絵に色鉛筆で色を塗る子どもと、後側の席に座ってそのようすを観察しながらメモをとる保護者の姿が見られました。「はらっぱ」では、卒園後の小学校進学に備え、今後子どもに関わる関係者が子どもの特性の理解と適切な対応・支援が行なえるよう、保護者の「子どもの履歴書」作りを支援するプログラムを行なっています。参加する保護者それぞれが真剣な表情で子どものようすを見つめていました。

そのほか、「はらっぱ」の卒園児保護者が体験談を伝える「経験交流会」が療育センター内の会議室で開催されていました。会議室はほぼ満員状態で、先輩ママの体験談に対し大きく頷いたり、目頭を押さえたりする保護者も多くいて、皆が熱心に耳を傾けていました。

#### <まとめ>

全体を通じてどの部門においても子どもの個別性を尊重し、丁寧に関わるようすが確認されています。また、保護者との関わりも多く見られ、積極的にコミュニケーションを取り、意思疎通を図る様子が見られました。支援内容が多岐に渡り、いずれの部門でも慌ただししい印象でしたが、子どもと保護者、職員それぞれが笑顔で明るく過ごしていたことがとても印象的でした。

子ども・保護者がともにリラックスできる環境づくりとともに、子どもがのびのびと活動したり、集団の中で落ち着いて行動できるようにするための様々な体験を提供して、子ども一人ひとりが自信を持てる関わりに努めていることが推察されました。

[健康福祉局のページへ戻る](#)

横浜市健康福祉局



[トップページ](#) > [健康福祉局](#) > [横浜市 よこはま福祉ナビ](#) > [福祉サービス第三者評価](#) > 横浜市南部地域療育センター 第三者評価結果 障害分野(地域療育センター) 家族アンケート(平成28年度)

## 利用者アンケート(平成28年度)

### 利用者アンケート訓練会

#### 【実施概要】

- 実施期間:平成28年9月15日～平成28年9月29日
- 実施方法:南部療育センターの支援対象となっている地域訓練会に郵送で配付。訓練会からは無記名で、専用の封筒で評価機関に直接返送してもらった。
- 回収率 :配付2件、回収2件、回収率100%

#### ■センターの支援内容について

問1 訓練会訪問による療育に関する情報提供、助言などの支援について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
訪問の実施時期や実施回数について	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他						
助言等の内容が、具体的でわかりやすいものであったかについて	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他						
問2 随時の相談や研修への協力依頼等に関する対応について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
随時の相談への対応について	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他						
研修への協力依頼等に関する対応について	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他						
研修等の具体的な内容やわかりやすさについて	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他						

	その他					
センターの総合的評価	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	無回答	
総合的な満足度は	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	

[健康福祉局のページへ戻る](#)

横浜市健康福祉局

[トップページ](#) > [健康福祉局](#) > [横浜市 よこはま福祉ナビ](#) > [福祉サービス第三者評価](#) > 横浜市南部地域療育センター 第三者評価結果 障害分野(地域療育センター) 家族アンケート(平成28年度)

## 利用者アンケート(平成28年度)

### 利用者アンケート小学校

#### 【実施概要】

- 実施期間:平成28年9月15日～平成28年9月29日
- 実施方法:南部療育センターの支援対象となっている小学校に郵送で配付。小学校からは無記名で、専用の封筒で評価機関に直接返送してもらった。
- 回収率 :配付32件、回収20件、回収率62.5%

#### 【結果の特徴】

- 小学校の総合評価は95%となっており、全体的な満足度は非常に高い状態です。多くの項目で「満足」が半数近くを占め、「どちらかという満足」の回答を上回る結果となっており、アンケートの自由記載でも、巡回訪問や助言・コンサルテーションに感謝を示す意見が複数寄せられています。一方、一部の質問では「満足」が他の回答を下回り、25%にとどまる結果となっています。
- 巡回訪問による技術支援に関する質問では、巡回訪問の実施時期・回数及び助言の内容について「満足」の回答が半数以上となり、「どちらかという満足」の回答を含めた“満足”を示す意見はいずれも95%となっています。
- 随時の相談対応と研修開催に関する質問においては、“満足”以外の回答が目立つ結果となっています。随時の相談対応では「不満」と「その他」の回答がそれぞれ10%となっており、アンケートの自由記載でも「該当事例がない」との意見があるほか、タイムリーな相談対応に至っていないなど、改善の余地が残されていることが伺われます。
- 良好な協力関係の構築に関する質問では、児童に関する情報交換や、相互の取り組みに関する情報交換について、いずれも“満足”を示す回答が85%以上となっています。一方で、「その他」の回答も10～15%と高くなっています。アンケートの自由記載では、先述の幼稚園・保育所アンケートと同様、対象児童に関する情報の共有を希望しつつも、保護者の心情や子どものプライバシーに配慮し、十分な情報交換ができないことを課題とする意見が複数確認されています。今後、さらなる連携体制の強化に向けた新たな取り組みが期待されます。

#### ■センターの支援内容について

問1 学校訪問による支援について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答



学校訪問による支援(教職員への技術支援)の実施時期や訪問回数について	55.0%	40.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%
	その他					
助言等の内容が、職員にとって具体的でわかりやすいものであったかについて	55.0%	40.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%
	その他					
問2 随時の相談や研修への協力依頼等に関する対応について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
随時の相談への対応について	40.0%	40.0%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%
	その他					
研修への協力依頼等に関する対応について	25.0%	40.0%	0.0%	0.0%	35.0%	0.0%
	その他					
研修等の具体的な内容やわかりやすさについて	25.0%	40.0%	0.0%	0.0%	35.0%	0.0%
	その他					
問3 良好な協力関係の構築について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
個人情報に配慮した上で、児童に関する情報交換、引継等が円滑に行われているかについて	45.0%	45.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%
	その他					
お互いの取り組み等について、必要な情報交換が円滑に行われているかについて	40.0%	45.0%	0.0%	0.0%	15.0%	0.0%
	その他					
センターの総合的評価	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	無回答	
総合的な満足度は	45.0%	50.0%	0.0%	0.0%	5.0%	

[健康福祉局のページへ戻る](#)

横浜市健康福祉局

[トップページ](#) > [健康福祉局](#) > [横浜市 よこはま福祉ナビ](#) > [福祉サービス第三者評価](#) > 横浜市南部地域療育センター 第三者評価結果 障害分野(地域療育センター) 家族アンケート(平成28年度)

## 利用者アンケート(平成28年度)

### 利用者アンケート診療所利用者

#### 【実施概要】

- 実施期間:平成28年9月15日～平成28年9月29日
- 実施方法:南部療育センターから診療所利用児の保護者全員に直接配付。保護者からは無記名で、専用の封筒で評価機関に直接返送してもらった。
- 回収率 :配付96件、回収72件、回収率75.0%

#### 【結果の特徴】

- 診療所利用児の保護者の総合的な評価は、“満足”を示す回答が90.3%となり、先の通園利用児・卒園児保護者と同様、満足度は高い状態となっています。診療場面における子どもや家庭状況の聴き取り、センター利用開始後の質問等への対応、診察時の子どもへの接し方などでは、満足を示す回答が90%以上となっています。
- センターの理念・運営方針について賛同を示す回答が96.7%となっており、回答者のほぼ全員が理念・方針に賛同を示していますが、理念・方針を「あまり知らない」「まったく知らない」との回答が30.6%で、「どちらともいえない」の回答を含めると57%となり、過半数を占める結果となっています。センターの理念・方針に関する説明の質問に対しても、“満足”を示す回答は73.6%となっており、理念・運営方針の周知と理解に向けた新たな取り組みが期待されます。
- 訓練指導とグループ療育・検査等における保護者への対応や子どもへの接し方、保護者の心理的負担への配慮については、いずれも“満足”を示す回答が85%以上となり、高い満足度を示しています。一方、診察の時間・頻度や診断と今後の見通しに関する説明については、いずれも“不満”を示す回答が2割を超える結果となっています。
- 保護者を対象とした勉強会等の支援では、勉強会の開催時期や頻度、開催時間のほか、内容の分かりやすさに対し“満足”を示す回答が7割程度となっています。しかし、「勉強会に参加できていない」との意見も散見されるほか、「日程が合わない」との回答もあり、保護者がより参加しやすい研修への工夫が期待されます。
- センターからの情報提供・支援の一貫性を問う項目では、保護者の心理的負担への配慮やセンター内の連携・支援の一貫性について“満足”を示す意見が80%以上となっているのに対し、地域資源の情報提供について“満足”を示す回答は53.5%に留まり、“不満”を示す回答が25.5%となっています。子どもの進路・就学に関する質問でも“不満”を示す回答が20.9%となるなど、多くの保護者が地域の身近な情報をより多く求めていることが伺われます。また、自由記載アンケートでは、診療や相談にあたって子どもや保護者の情報共有が充分になされていないといった意見が散見されています。今後、職員間の情報共有・連携の充実化に向けたさらなる取り組みが望まれます。
- センターの安全管理に関する項目では、災害発生時の対応や感染症発生時の対応に関する説明について、“満足”を示す回答はいずれも6割台となり、「説明を受けていない」との意見が散見されています。

●苦情・要望への対応についても、苦情解決制度の説明や要望・苦情の対応について、“満足”を示す回答は6割に満たない結果となっています。自由記述のコメントでも、「苦情を伝えたことがない」との意見のほか、「説明を受けていない」「説明があったか覚えていない」といった意見も多数確認されており、苦情解決制度のさらなる周知と活用に向けた取り組みが期待されます。

### ■センターの理念や基本方針について

センターの理念や基本方針について	よく知っている	まあ知っている	どちらともいえない	あまり知らない	まったく知らない	無回答
問1 センターの理念や基本方針の認知	2.8%	37.5%	26.4%	27.8%	2.8%	2.8%
付問1 理念や方針への賛同	70.0%	26.7%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%

### ■センターの支援内容について

問2 センターの利用開始にあたっての説明等について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
センターの内容、利用に伴う費用等の説明について	47.2%	38.9%	2.8%	0.0%	8.3%	2.8%
	その他					
センターの理念や基本方針に関する説明について	27.8%	45.8%	8.3%	0.0%	15.3%	2.8%
	その他					
お子さんの様子や家庭の状況等の聞き取りについて	54.2%	36.1%	5.6%	1.4%	1.4%	1.4%
	その他					
センター利用開始後の質問への対応について	58.3%	33.3%	4.2%	2.8%	0.0%	1.4%
	その他					
問3 センターの診療に関する支援(サービス)について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
(医師の)診察について、十分な診察	34.7%	38.9%	15.3%	6.9%	1.4%	2.8%
	その他					

時間が確保されているかについて	その他					
診察における診断や今後の見通しに関する説明について	25.0%	44.4%	18.1%	6.9%	4.2%	1.4%
	その他					
診療等の支援に関する方針の説明について	26.4%	51.4%	15.3%	2.8%	2.8%	1.4%
	その他					
診察における保護者の質問への対応や説明について	43.1%	43.1%	8.3%	0.0%	4.2%	1.4%
	その他					
診察におけるお子さんへの接し方について	65.3%	27.8%	4.2%	0.0%	1.4%	1.4%
	その他					
診察における保護者の精神的、心理的負担への配慮について	37.5%	48.6%	9.7%	1.4%	1.4%	1.4%
	その他					
訓練指導(心理療法、理学療法、作業療法、言語聴覚療法)やグループ療育、脳波検査等における説明、保護者の質問への対応について	37.5%	48.6%	9.7%	1.4%	1.4%	1.4%
	その他					
訓練指導やグループ療育、脳波検査等におけるお子さんへの接し方について	48.0%	37.3%	4.0%	2.7%	6.7%	1.3%
	その他					
訓練指導やグループ療育、脳波検査等における保護者の精神的、心理的負担への配慮について	66.7%	25.0%	1.4%	1.4%	4.2%	1.4%
	その他					
医師の診察や訓練指導等の頻度について	26.4%	48.6%	18.1%	5.6%	0.0%	1.4%
	その他					
問4 保護者を対象とした勉強会等の支援(サービス)について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
勉強会のテーマ、開催時期、頻度、開催時間について	29.2%	38.9%	8.3%	4.2%	16.7%	2.8%
	その他					
	36.1%	36.1%	15.3%	5.6%	4.2%	2.8%

勉強会の具体的な内容、わかりやすさについて	その他					
保護者の自主的な活動や、地域の資源活用への支援について	11.1%	36.1%	13.9%	4.2%	31.9%	2.8%
	その他					
問5 センターからの情報提供や保護者の相談への対応、センター全体の支援の一貫性等について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
地域の資源等に関する情報提供について	15.5%	38.0%	21.1%	4.2%	16.9%	4.2%
	その他					
お子さんの進路(幼稚園・保育所への入園、就学等)に関する相談や助言について	36.2%	36.2%	15.3%	5.6%	4.2%	2.8%
	その他					
相談における保護者の精神的、心理的負担への配慮について	44.4%	41.7%	5.6%	4.2%	1.4%	2.8%
	その他					
センター全体の職員間、各職種間の連携や支援(サービス)の一貫性について	37.5%	44.4%	6.9%	6.9%	1.4%	2.8%
	その他					
問6 センターの安全管理について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
災害発生時の対応に関する説明について	22.2%	45.8%	9.7%	5.6%	13.9%	2.8%
	その他					
感染症が発生した場合の対応に関する説明について	20.8%	45.8%	8.3%	6.9%	13.9%	4.2%
	その他					
問7 苦情・要望への対応について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
苦情解決制度(第三者委員への苦情申立て)に関する説明について	20.8%	38.9%	6.9%	5.6%	20.8%	6.9%
	その他					
要望や苦情を受けるための取り組み	23.6%	44.4%	5.6%	4.2%	15.3%	6.9%

(懇談会の開催、意見箱の設置、アンケート等)について	その他					
要望や苦情の伝えやすさについて	29.2%	41.7%	4.2%	5.6%	12.5%	6.9%
	その他					
要望や苦情を受けた後の対応について	25.7%	28.6%	4.3%	1.4%	31.4%	8.6%
	その他					
問7 苦情・要望への対応について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
苦情解決制度(第三者委員への苦情申立て)に関する説明について	20.8%	38.9%	6.9%	5.6%	20.8%	6.9%
	その他					
問8 センターの総合的評価	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	無回答	
総合的な満足度は	54.2%	36.1%	6.9%	1.4%	1.4%	

[健康福祉局のページへ戻る](#)

横浜市健康福祉局

[トップページ](#) > [健康福祉局](#) > [横浜市 よこはま福祉ナビ](#) > [福祉サービス第三者評価](#) > 横浜市南部地域療育センター 第三者評価結果 障害分野(地域療育センター) 家族アンケート(平成28年度)

## 利用者アンケート(平成28年度)

### 利用者アンケート通園施設卒園児

#### 【実施概要】

- 実施期間:平成28年9月15日～平成28年9月29日
- 実施方法:南部療育センターから平成27年度通園施設等卒園児の保護者全員に直接配付。保護者からは無記名で、専用の封筒で評価機関に直接返送してもらった。
- 回収率 :配付115件、回収47件、回収率40.9%

#### 【結果の特徴】

- 総合的な評価では、「満足」の回答が57.4%を占め、「どちらかという満足」を含めた(読み不明)満足(読み不明)を示す回答は97.8%と、通園施設利用児保護者と同様、センター全体の評価や満足度は非常に高い結果となっています。アンケートのコメントでは、センターはもとより児童発達支援事業所に対しても感謝を示す意見が多数確認されています。一方で、自身の経験を踏まえた要望意見やセンターの将来的な課題等についても、具体的な意見が多数寄せられています。
- センターの理念・運営方針について、賛同を示す回答が100%を占めるほか、理念・方針の説明に対しても91.5%が満足を示す回答をしており、対象者のほぼ全員が理念・運営方針に共感していることが伺われます。しかし、理念・方針を知っているかの質問に対しては、「どちらともいえない」「あまり知らない」「まったく知らない」の回答が27.7%となっており、理念・運営方針の周知に課題を残す結果となっています。
- センター利用に関する費用の説明や子ども・家庭の状況の聞き取り、利用開始後の質問対応等については、いずれも“満足”を示す回答が95%以上となり、センター利用当初の対応を丁寧に行なっていることが伺われます。
- センターの診察に関する支援の項目では、十分な診察時間の確保に関して“不満”を示す回答が4割を超えているほか、診断や今後の見通しに関する説明、診察における保護者の説明についても、“不満”を示す回答が3割を超える結果となっています。自由意見でも、診察機会や時間の不足のほか、医師との積極的な意思疎通や認識共有を望む意見が複数確認されています。
- 訓練指導やグループ療育に関する項目では、保護者への対応や子どもへの接し方、保護者の精神的・心理的負担への配慮について“満足”とする回答が85%以上となっています。反面、診察や訓練指導の頻度については、“不満”の回答が29.8%となっています。自由意見では、外出機会の確保や障害特性に応じたグループ編成など、子どもの状態に合わせた関わりを望む意見も確認されています。
- 通園施設の利用に関する項目では、個別支援計画や通園プログラムの内容、職員の子ども・保護者への対応、保護者の精神的・心理的負担への配慮など、ほぼすべての項目で9割以上が“満足”を示す回答をしています。なお通園バスや駐車場等の交通手段の配慮についてのみ“不満”を示す回答が15%程となっています。
- 保護者を対象とした勉強会や、地域資源の活用と情報提供についても“満足”を示す回答が8～9割と

高くなっています。一方で、センター職員の連携・支援の一貫性については“不満”を示す回答が27.7%となっており、自由意見でも、医師・各療法士との訓練結果に関する情報共有や、通園部門とソーシャルワーカーの連携した支援を望む意見が散見されています。

●苦情対応に関する項目では、苦情解決制度の説明と苦情・要望の受け付けのための取り組みについて満足を示す回答が85%以上となっています。なお、苦情・要望の伝えやすさや受付後の対応について“満足”とする回答が8割程度となっていますが、苦情・要望に対し一律な対応でなく、個々の事情を理解した上での対応を望む意見も確認されています。

### ■センターの理念や基本方針について

センターの理念や基本方針について	よく知っている	まあ知っている	どちらともいえない	あまり知らない	まったく知らない	無回答
問1 センターの理念や基本方針の認知	17.0%	55.3%	12.8%	12.8%	2.1%	0.0%
付問1 理念や方針への賛同	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

### ■センターの支援内容について

問2 センターの利用開始にあたっての説明等について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
センターの内容、利用に伴う費用等の説明について	76.6%	21.3%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%
その他						
センターの理念や基本方針に関する説明について	59.6%	31.9%	2.1%	0.0%	6.4%	0.0%
その他						
お子さんの様子や家庭の状況等の聞き取りについて	68.1%	29.8%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%
その他						
センター利用開始後の質問への対応について	57.4%	38.3%	2.1%	0.0%	2.1%	0.0%
その他						
問3 センターの診療に関する支援(サービス)について。	満足			不満	その他	無回答



		どちらかといえ ば満足	どちらかといえ ば不満			
(医師の)診察について、十分な診察時間が確保されているかについて	17.0%	42.6%	36.2%	4.3%	0.0%	0.0%
	その他					
診察における診断や今後の見通しに関する説明について	17.0%	44.7%	27.7%	8.5%	2.1%	0.0%
	その他					
診察における保護者の質問への対応や説明について	21.3%	46.8%	27.7%	4.3%	0.0%	0.0%
	その他					
診察におけるお子さんへの接し方について	36.2%	53.2%	8.5%	2.1%	0.0%	0.0%
	その他					
診察における保護者の精神的、心理的負担への配慮について	14.9%	61.7%	19.2%	4.3%	0.0%	0.0%
	その他					
訓練指導(心理療法、理学療法、作業療法、言語聴覚療法)やグループ療育、脳波検査等における説明、保護者の質問への対応について	40.4%	44.7%	12.8%	2.1%	0.0%	0.0%
	その他					
訓練指導やグループ療育、脳波検査等におけるお子さんへの接し方について	44.7%	44.7%	8.5%	0.0%	2.1%	0.0%
	その他					
訓練指導やグループ療育、脳波検査等における保護者の精神的、心理的負担への配慮について	44.7%	44.7%	8.5%	0.0%	2.1%	0.0%
	その他					
医師の診察や訓練指導等の頻度について	14.9%	48.9%	27.7%	2.1%	6.4%	0.0%
	その他					
問4 保護者を対象とした勉強会等の支援(サービス)について。	満足	どちらかといえ ば満足	どちらかといえ ば不満	不満	その他	無回答
(通園施設の)個別支援計画の内容について	61.7%	36.2%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%
	その他					

個別支援計画に関する説明や、保護者の意向・要望の聞き取りについて	61.7%	31.9%	2.1%	0.0%	2.1%	2.1%
	その他					
日々の通園プログラムの内容について	61.7%	29.8%	6.4%	0.0%	0.0%	2.1%
	その他					
給食の内容について	43.5%	26.1%	2.2%	0.0%	23.9%	4.4%
	その他					
通園頻度や通園形態(単独通園・親子通園の設定等)について	51.1%	31.9%	12.8%	0.0%	2.1%	2.1%
	その他					
職員のお子さんへの接し方について	78.7%	17.0%	0.0%	2.1%	0.0%	2.1%
	その他					
お子さんの様子や支援内容等に関する情報提供について	68.1%	27.7%	2.1%	0.0%	0.0%	2.1%
	その他					
お子さんにけが・急病があった場合の説明やその後の対応について	61.7%	21.3%	0.0%	0.0%	14.9%	2.1%
	その他					
クラス担当職員の保護者の相談・質問への対応について	74.5%	21.3%	2.1%	0.0%	0.0%	2.1%
	その他					
クラス担当職員以外の職員(園長等)も相談・質問に応じてくれるかについて	61.7%	29.8%	2.1%	0.0%	4.3%	2.1%
	その他					
個別面談、家庭訪問について	68.1%	27.7%	0.0%	0.0%	2.1%	2.1%
	その他					
職員の保護者の精神的、心理的負担への配慮について	74.5%	19.2%	4.3%	0.0%	0.0%	2.1%
	その他					
通園バスや駐車場の利用等、交通手段への配慮について	51.1%	31.9%	10.6%	4.3%	0.0%	2.1%
	その他					
通園施設利用に関する重要事項、利	68.1%	29.8%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%
	その他					

用契約書の説明について	その他					
施設利用料、給食費に関する説明、実際の納付手続について	68.1%	27.7%	0.0%	0.0%	2.1%	2.1%
	その他					
問5 保護者を対象とした勉強会等の支援(サービス)について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
勉強会のテーマ、開催時期、頻度、開催時間について	53.2%	40.4%	6.4%	0.0%	0.0%	0.0%
	その他					
勉強会の具体的な内容、わかりやすさについて	61.7%	34.0%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	その他					
保護者の自主的な活動や、地域の資源活用への支援について	31.9%	48.9%	4.3%	0.0%	8.5%	6.4%
	その他					
問6 センターからの情報提供や保護者の相談への対応、センター全体の支援の一貫性等について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
地域の資源等に関する情報提供について	21.3%	59.6%	14.9%	0.0%	2.1%	2.1%
	その他					
お子さんの進路(幼稚園・保育所への入園、就学等)に関する相談や助言について	34.1%	49.0%	10.7%	6.4%	0.0%	0.0%
	その他					
相談における保護者の精神的、心理的負担への配慮について	38.3%	48.9%	10.6%	2.1%	0.0%	0.0%
	その他					
センター全体の職員間、各職種間の連携や支援(サービス)の一貫性について	29.8%	40.4%	23.4%	4.3%	2.1%	0.0%
	その他					
問7 センターの安全管理について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
災害発生時の対応に関する説明について	51.1%	42.6%	4.3%	0.0%	2.1%	0.0%
	その他					

	その他					
感染症が発生した場合の対応に関する説明について	48.9%	42.6%	6.4%	0.0%	2.1%	0.0%
	その他					
問8 苦情・要望への対応について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
苦情解決制度(第三者委員への苦情申立て)に関する説明について	46.8%	40.4%	8.5%	0.0%	2.1%	2.1%
	その他					
要望や苦情を受けるための取り組み(懇談会の開催、意見箱の設置、アンケート等)について	42.6%	42.6%	10.6%	0.0%	2.1%	2.1%
	その他					
要望や苦情の伝えやすさについて	34.0%	44.7%	14.9%	2.1%	0.0%	4.3%
	その他					
要望や苦情を受けた後の対応について	34.0%	42.6%	10.6%	0.0%	8.5%	4.3%
	その他					
問9 センターの総合的評価	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	無回答	
総合的な満足度は	57.4%	40.4%	2.1%	0.0%	0.0%	

[健康福祉局のページへ戻る](#)

横浜市健康福祉局

[トップページ](#) > [健康福祉局](#) > [横浜市 よこはま福祉ナビ](#) > [福祉サービス第三者評価](#) > 横浜市南部地域療育センター 第三者評価結果 障害分野(地域療育センター) 家族アンケート(平成28年度)

## 利用者アンケート(平成28年度)

### 利用者アンケート通園施設利用児

#### 【実施概要】

- 実施期間:平成28年9月15日～平成28年9月29日
- 実施方法:南部療育センターから通園施設等利用児の保護者全員に直接配付。保護者からは無記名で、専用の封筒で評価機関に直接返送してもらった。
- 回収率 :配付163件、回収89件、回収率54.6%

#### 【結果の特徴】

●総合的な評価では、「満足」の回答が51.1%を占め、「どちらかといえば満足」を含めた満足を示す回答意見は98.8%となり、センター全体の評価や満足度は非常に高い結果となっています。アンケートのコメントでは、子どもの支援内容や職員の対応等を高く評価すると同時に、感謝を示す意見が多数寄せられています。

一方で、施設の設備や支援等に関し、より具体的な内容での要望・改善を望む意見も多く確認されています。

●センターの理念・運営方針について、「賛同できる」「まあ賛同できる」との回答が100%を占めるほか、理念・運営方針に関する説明についても、「満足」「どちらかといえば満足」を示す意見が97.8%となり、回答者のほぼ全員が理念・運営方針に共感していることが伺われます。一方で「どちらともいえない」「あまり知らない」との回答が21.6%となっており、理念・運営方針の周知に工夫が望まれる結果となっています。

●センター利用に関する説明や子ども・家庭の状況の聞き取り、利用開始後の質問対応等については、「満足」「どちらかといえば満足」を合わせた「満足」とする回答が94%以上となり、サービス導入当初の積極的な説明や意向の聴取を通じて、保護者の負担感や不安の軽減を図っていることが推察されます。

●センターの診察に関する支援についての項目では、十分な診察時間の確保に関して「どちらかといえば不満」「不満」を合わせた「不満」とする回答が37.1%と高くなっているほか、診断や今後の見通しに関する説明についても「不満」を示す回答が29.2%となっています。自由意見でも、診療予約の取りづらさや診断内容の分かりやすい説明を望む意見が確認されているほか、保護者への聴き取りや説明だけでなく、子どもを直接診察する機会や時間の増加をはじめ、子どもの状況に即した助言を得られる機会の増加を望む意見も複数確認されています。

●理学療法や心理・言語聴覚療法などの訓練指導に対する項目では、「満足」を示す回答がいずれも8割以上となり、高い満足度を示しています。反面、訓練指導の頻度について「不満」を示す回答が42.7%と非常に高くなっており、自由意見でも訓練実施が十分でないとする意見のほか、訓練の必要性についてセンター・保護者間で見解に相違がある意見も確認されています。

●通園の利用については、通園プログラムの内容や支援に関する情報提供、個別面談の実施など、殆どの項目で「満足」を示す回答が9割以上となっています。特に、職員の子どもへの接し方やクラス担当職

員の保護者への対応については、いずれも“満足”を示す回答が96%以上となっています。一方で、通園バスや駐車場等交通手段への配慮や、通園頻度・通園形態について“不満”を示す回答や要望意見も散見されています。

●地域資源に関する情報提供や、子どもの進路に関する相談・助言については、“不満”を示す回答が2割以上となっており、さらなる地域の情報提供と進路に関する相談対応への希望が潜在していることが伺われます。

●苦情対応に関する項目では、苦情解決制度の説明や要望・苦情を受け付ける取り組みについて“満足”を示す回答が92%以上となり、保護者との積極的なコミュニケーションが図られていることが伺われます。なお、自由意見では、積極的な苦情意見はないとの回答や、要望が伝えやすいとの回答も確認されています。

### センターの理念や基本方針について

問1 センターの理念や基本方針の認知	よく知っている	まあ知っている	どちらともいえない	あまり知らない	まったく知らない	無回答
	8.0%	70.5%	15.9%	5.7%	0.0%	0.0%
付問1 理念や方針への賛同	賛同できる	まあ賛同できる	どちらともいえない	あまり賛同できない	賛同できない	無回答
	44.3%	55.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

### センターの支援内容について

問2 センターの利用開始にあたっての説明等について	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
センターの内容、利用に伴う費用等の説明について	60.7%	39.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	その他					
センターの理念や基本方針に関する説明について	46.1%	51.7%	1.1%	0.0%	1.1%	0.0%
	その他					
お子さんの様子や家庭の状況等の聞き取りについて	46.1%	49.4%	3.4%	0.0%	1.1%	0.0%
	その他					

センター利用開始後の質問への対応について	48.3%	46.1%	4.5%	1.1%	0.0%	0.0%
	その他					
問3 センターの診療に関する支援(サービス)について	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
(医師の)診察について、十分な診察時間が確保されているかについて	14.6%	44.9%	33.7%	3.4%	3.4%	0.0%
	その他					
診察における診断や今後の見通しに関する説明について	14.6%	52.8%	22.5%	6.7%	2.2%	1.1%
	その他					
診察における保護者の質問への対応や説明について	15.7%	62.9%	14.6%	5.6%	1.1%	0.0%
	その他					
診察におけるお子さんへの接し方について	49.4%	36.0%	5.6%	3.4%	5.6%	0.0%
	その他					
診察における保護者の精神的、心理的負担への配慮について	18.5%	54.3%	19.8%	4.9%	2.5%	0.0%
	その他					
訓練指導(心理療法、理学療法、作業療法、言語聴覚療法)やグループ療育、脳波検査等における説明、保護者の質問への対応について	34.8%	47.2%	6.7%	2.3%	9.0%	0.0%
	その他					
訓練指導やグループ療育、脳波検査等におけるお子さんへの接し方について	46.1%	43.8%	3.4%	1.1%	5.6%	0.0%
	その他					
訓練指導やグループ療育、脳波検査等における保護者の精神的、心理的負担への配慮について	30.3%	55.1%	5.6%	1.1%	7.9%	0.0%
	その他					
医師の診察や訓練指導等の頻度について	11.2%	38.2%	36.0%	6.7%	7.9%	0.0%
	その他					
問4 センターの通園施設における支援(サービス)について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答

(通園施設の)個別支援計画の内容について	46.1%	49.4%	2.2%	1.1%	1.1%	0.0%
	その他					
個別支援計画に関する説明や、保護者の意向・要望の聞き取りについて	55.1%	36.0%	6.7%	1.1%	1.1%	0.0%
	その他					
日々の通園プログラムの内容について	48.3%	42.7%	6.7%	1.1%	1.1%	0.0%
	その他					
給食の内容について	43.7%	33.3%	3.4%	1.1%	14.9%	3.4%
	その他					
通園頻度や通園形態(単独通園・親子通園の設定等)について	36.4%	44.3%	11.4%	4.6%	3.4%	0.0%
	その他					
職員のお子さんへの接し方について	77.5%	19.1%	2.3%	0.0%	1.1%	0.0%
	その他					
お子さんの様子や支援内容等に関する情報提供について	50.6%	42.7%	4.5%	0.0%	2.3%	0.0%
	その他					
お子さんにけが・急病があった場合の説明やその後の対応について	48.9%	36.4%	1.1%	0.0%	13.6%	0.0%
	その他					
クラス担当職員の保護者の相談・質問への対応について	69.7%	27.0%	2.3%	0.0%	1.1%	0.0%
	その他					
クラス担当職員以外の職員(園長等)も相談・質問に応じてくれるかについて	42.7%	40.5%	9.0%	0.0%	6.7%	1.1%
	その他					
個別面談、家庭訪問について	53.9%	39.3%	4.5%	0.0%	2.3%	0.0%
	その他					
職員の保護者の精神的、心理的負担への配慮について	57.3%	34.8%	4.5%	1.1%	2.3%	0.0%
	その他					
通園バスや駐車場の利用等、交通手	39.3%	34.8%	14.6%	4.5%	5.6%	1.1%



段への配慮について	その他					
通園施設利用に関する重要事項、利用契約書の説明について	60.7%	32.6%	4.5%	0.0%	2.3%	0.0%
	その他					
施設利用料、給食費に関する説明、実際の納付手続について	56.2%	39.3%	3.4%	0.0%	1.1%	0.0%
	その他					
問5 保護者を対象とした勉強会等の支援(サービス)について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
勉強会のテーマ、開催時期、頻度、開催時間について	48.3%	41.6%	7.9%	2.2%	0.0%	0.0%
	その他					
勉強会の具体的な内容、わかりやすさについて	55.1%	36.0%	5.6%	1.1%	2.2%	0.0%
	その他					
保護者の自主的な活動や、地域の資源活用への支援について	23.3%	48.8%	9.3%	2.3%	12.8%	3.5%
	その他					
問6 センターからの情報提供や保護者の相談への対応、センター全体の支援の一貫性等について。	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
地域の資源等に関する情報提供について	13.6%	50.0%	22.7%	3.4%	6.8%	3.4%
	その他					
お子さんの進路(幼稚園・保育所への入園、就学等)に関する相談や助言について	23.6%	49.4%	19.1%	1.1%	6.7%	0.0%
	その他					
相談における保護者の精神的、心理的負担への配慮について	37.1%	53.9%	6.7%	2.2%	0.0%	0.0%
	その他					
センター全体の職員間、各職種間の連携や支援(サービス)の一貫性について	34.8%	51.7%	11.2%	2.2%	0.0%	0.0%
	その他					
問7 センターの安全管理について。	満足			不満	その他	無回答

		どちらかといえは満足	どちらかといえは不満			
災害発生時の対応に関する説明について	47.2%	47.2%	3.4%	0.0%	2.2%	0.0%
	その他					
感染症が発生した場合の対応に関する説明について	47.2%	40.4%	7.9%	1.1%	2.2%	1.1%
	その他					
問8 苦情・要望への対応について。	満足	どちらかといえは満足	どちらかといえは不満	不満	その他	無回答
苦情解決制度(第三者委員への苦情申立て)に関する説明について	42.0%	50.0%	3.4%	0.0%	4.5%	0.0%
	その他					
要望や苦情を受けるための取り組み(懇談会の開催、意見箱の設置、アンケート等)について	38.6%	55.7%	4.6%	0.0%	1.1%	0.0%
	その他					
要望や苦情の伝えやすさについて	30.7%	56.8%	4.5%	3.4%	4.5%	0.0%
	その他					
要望や苦情を受けた後の対応について	32.2%	43.7%	3.4%	2.3%	18.4%	0.0%
	その他					
問9 センターの総合的評価	満足	どちらかといえは満足	どちらかといえは不満	不満	無回答	
センターを総合的に判断すると、どの程度満足していますか。	51.1%	47.7%	1.1%	0.0%	0.0%	

[健康福祉局のページへ戻る](#)

横浜市健康福祉局

[トップページ](#) > [健康福祉局](#) > [横浜市 よこはま福祉ナビ](#) > [福祉サービス第三者評価](#) > 横浜市南部地域療育センター 第三者評価結果 障害分野(地域療育センター) 家族アンケート(平成28年度)

## 利用者アンケート(平成28年度)

### 利用者アンケート幼稚園・保育所

#### 【実施概要】

- 実施期間:平成28年9月15日～平成28年9月29日
- 実施方法:南部療育センターの支援対象となっている幼稚園・保育園に郵送で配付。施設からは無記名で、専用の封筒で評価機関に直接返送してもらった。
- 回収率 : 配付48件、回収36件、回収率75.0%

#### 【結果の特徴】

- 幼稚園・保育所の総合評価は86.1%となり、満足度は高い状態です。各項目ごとの回答でも、全体を通じて「満足」の回答が「どちらかという満足」の回答を上回る結果となっています。一方、「どちらかという不満」との回答が13.9%となり、様々な要望や改善への期待が潜在していることが伺われます。
- 巡回訪問による技術支援に関する項目では、助言の内容の分かりやすさに対し“満足”を示す回答が91.7%となり、巡回訪問の有用性を高く評価していることが伺われます。一方で、巡回訪問の実施時期や実施回数については、“不満”を示す回答が16.7%となっています。アンケートの自由記載でも、巡回訪問の回数増加を望む意見が散見されています。
- 随時の相談への対応及び研修開催に関する質問では、研修内容の分かりやすさについて“満足”を示す回答が88.9%と高くなっています。一方、随時の相談対応や研修への協力依頼に関する質問では、“満足”を示す回答がいずれも75%にとどまる結果となっています。アンケートの自由記載では、個別の相談は巡回訪問時の対応が中心であるとの回答があるほか、職員研修を依頼していない事業所も複数確認されています。巡回訪問の増加に加え、センターとの密な連携を望む意見が多数寄せられています。
- 良好な協力関係の構築については、児童に関する情報の共有について“満足”を示す回答が80.5%となっているほか、センターと幼稚園・保育所の連携に対する質問に対しても“満足”を示す回答が77.7%となり、十分な満足に至るまでの含みを残す結果となっています。アンケートの自由記載でも、対象児童の支援にあたりタイムリーな情報共有を望む意見があるほか、子どものプライバシー保護と積極的な支援との兼ね合いに悩む回答も散見されるなど、相互の連携体制のあり方について、大きな課題があることが伺われます。

#### ■センターの支援内容について

問1 巡回訪問による技術支援について。	満足			不満	その他	無回答
---------------------	----	--	--	----	-----	-----

		どちらかといえは満足	どちらかといえは不満			
巡回訪問の実施時期や実施回数について	50.0%	30.6%	11.1%	5.6%	2.8%	0.0%
	その他					
助言等の内容が、職員にとって具体的でわかりやすいものであったかについて	52.8%	38.9%	2.8%	2.8%	2.8%	0.0%
	その他					
問2 随時の相談や研修への協力依頼等に関する対応について。	満足	どちらかといえは満足	どちらかといえは不満	不満	その他	無回答
随時の相談への対応について	38.9%	36.1%	8.3%	5.6%	8.3%	2.8%
	その他					
研修への協力依頼等に関する対応について	41.7%	33.3%	2.8%	0.0%	19.4%	2.8%
	その他					
研修等の具体的な内容やわかりやすさについて	55.6%	33.3%	2.8%	0.0%	8.3%	0.0%
	その他					
問3 良好な協力関係の構築について。	満足	どちらかといえは満足	どちらかといえは不満	不満	その他	無回答
個人情報に配慮した上で、児童に関する情報交換、引継等が円滑に行われているかについて	58.3%	22.2%	13.9%	2.8%	2.8%	0.0%
	その他					
お互いの施設の取り組み等について、必要な情報交換が円滑に行われているかについて	44.4%	33.3%	13.9%	8.3%	0.0%	0.0%
	その他					
センターの総合的評価	満足	どちらかといえは満足	どちらかといえは不満	不満	無回答	
総合的な満足度は	58.3%	27.8%	13.9%	0.0%	0.0%	

[健康福祉局のページへ戻る](#)

横浜市健康福祉局

## 選定スケジュール（案）

7月5日（木） 第1回選定委員会

7月9日（月） 現指定管理者に書類作成・提出を依頼

7月23日（月）～8月3日（金） センター見学（予定）

8月1日（水） 書類提出期限

8月2日（木） 各委員へ資料送付

9月3日（月） 9時～12時

第2回選定委員会（プレゼンテーション、ヒアリング、評価、選定）

9月7日（金） 9時30分～12時30分

第3回選定委員会（プレゼンテーション、ヒアリング、評価、選定）

（以下、評価結果が良好でなかった場合は、公募による選定に移行）

## ○横浜市地域療育センター条例

昭和60年6月5日

条例第19号

横浜市地域療育センター条例をここに公布する。

## 横浜市地域療育センター条例

## (設置)

第1条 心身に障害のある児童及びその疑いのある児童（以下「児童」という。）の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を図るため、本市に地域療育センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

（平元条例30・全改）

## (事業)

第2条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 児童に対する療育訓練
- (2) 児童に関する相談及び指導
- (3) 児童の医学的、心理的、教育的及び社会的な診断、治療、検査、判定及び評価
- (4) 地域への巡回相談及び指導
- (5) その他前各号に準ずる事業

## (施設)

第3条 前条各号に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する児童発達支援センター
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所

（昭62条例7・平10条例7・平10条例28・平11条例10・平24条例24・一部改正）

## (利用者)

第4条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 第5条の2の規定による承認を受けた児童
- (2) 法第21条の6の規定による措置を受けた児童
- (3) 前2号に規定する児童以外の児童
- (4) その他市長が児童の福祉の向上のために適当と認めた者

（平18条例46・平21条例21・平24条例24・一部改正）

(休所日等)

第5条 センターの休所日及び開所時間は、規則で定める。

(利用の承認)

第5条の2 児童発達支援センターを利用しようとする児童の保護者は、第7条第1項に規定する指定管理者の承認を受けなければならない。

(平18条例46・追加、平21条例21・平23条例25・平23条例42・平24条例24・一部改正)

(利用の保留又は制限)

第6条 次条第1項に規定する指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、センターの利用を保留し、又は制限することができる。

- (1) センターの設置の目的から著しく逸脱する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) その他その利用がセンターの管理上不適当と認められるとき。

(平16条例31・全改)

(指定管理者の指定等)

第7条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認めたものを指定管理者として指定する。
- 5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指



定管理者が当該センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

- 6 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第13条第1項に規定する横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(平16条例31・追加、平23条例42・平23条例48・一部改正)

(指定管理者の指定等の公告)

第8条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(平16条例31・追加)

(管理の業務の評価)

第9条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第7条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

(平23条例48・追加)

(利用料金)

第10条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- (1) 児童発達支援センターを利用する場合（法第21条の6の規定により利用する場合を除く。）は、法第21条の5の3第2項第1号の規定により定められた法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。）若しくは同条第6項に規定する保育所等訪問支援に係る費用の額及び法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額、法第21条の5の29第2項の規定により定められた同条第1項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額又は法第24条の26第2項の規定により定められた法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援に係る費用の額
- (2) 診療所を利用する場合は、次に掲げる額を合算して得た額
- ア 診療を受ける場合は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付

に要する費用の額の算定方法により算定した額

イ 診断書等の交付を求める場合は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(ア) 診断書 1通 1,000円

(イ) 医師の診断を必要とする証明書 1通 1,000円

(ウ) その他の証明書 1通 500円

(3) 前2号に掲げるもの以外の利用料金については、実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(平18条例46・全改、平20条例23・平21条例21・平23条例25・一部改正、平23条例48・旧第9条繰下、平24条例24・平26条例87・平30条例12・一部改正)

(利用料金の納付)

第11条 利用料金は、その都度納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

(平16条例31・旧第8条繰下・一部改正、平23条例48・旧第10条繰下)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、経済的事由その他の規則で定める事由に該当する者に対しては、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平16条例31・旧第9条繰下・一部改正、平23条例48・旧第11条繰下)

(横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会)

第13条 指定管理者の候補者の選定等について調査審議するため、横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平23条例48・追加)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第1条第2項）

（平10条例7・全改、平13条例9・平15条例10・平23条例25・平24条例24・一部改正）

名称	位置
横浜市東部地域療育センター	横浜市鶴見区及び神奈川区
横浜市中部地域療育センター	横浜市中区及び南区
横浜市西部地域療育センター	横浜市保土ヶ谷区及び旭区
横浜市南部地域療育センター	横浜市磯子区
横浜市北部地域療育センター	横浜市都筑区
横浜市戸塚地域療育センター	横浜市戸塚区

○横浜市地域療育センター条例施行規則

昭和60年7月15日

規則第62号

横浜市地域療育センター条例施行規則をここに公布する。

横浜市地域療育センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市地域療育センター条例（昭和60年6月横浜市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 地域療育センター（以下「センター」という。）の定員は、次のとおりとする。

名称	施設種別	定員
横浜市東部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人
横浜市中部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人
横浜市西部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人
横浜市南部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人
横浜市北部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人
横浜市戸塚地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人

(平5規則94・全改、平6規則2・平8規則80・平10規則84・平11規則28・平13規則39・平15規則82・平24規則28・一部改正)

(休所日)

第3条 センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、センターの休所日に開所し、又は休所日以外の日に開所しないことができる。

(平元規則79・平4規則15・平5規則7・平5規則94・一部改正)

(開所時間)

第4条 センターの開所時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、センターの開所時間を変更することができる。

(平元規則79・平4規則15・平5規則7・一部改正)

(指定管理者の公募)

第5条 条例第7条第2項の規定による指定管理者の公募（以下「公募」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人を対象として行うものとする。

2 市長は、公募を行うに当たっては、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(平16規則32・追加、平16規則74・旧第6条繰上)

(指定申請書の提出等)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第7条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該センターの管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(平16規則32・追加、平16規則74・旧第7条繰上・一部改正、平24規則28・一部改正)

(減免)

第7条 条例第12条に規定する規則で定める事由は、次に掲げる場合とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合
- (2) 扶養義務者が、前年度分の市町村民税非課税又は前年分の所得税非課税の場合
- (3) その他指定管理者が特に認めた場合

(平16規則32・旧第6条繰下・一部改正、平16規則74・旧第8条繰上・一部改正、平24規則28・一部改正)

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

(平6規則64・一部改正、平16規則32・旧第8条繰下、平16規則74・旧第9条繰上、平18規則84・一部改正)

附 則

この規則は、昭和60年8月1日から施行する。

附 則（平成元年7月規則第79号）

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成4年3月規則第15号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月規則第7号） 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月11日から施行する。

(経過措置)

- 6 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市公益質舗規則、横浜市地域療育センター条例施行規則、横浜市老人リハビリテーション友愛病院条例施行規則、横浜市小児アレルギーセンター条例施行規則、横浜市立市民病院条例施行規則及び横浜市立港湾病院条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別記様式（第6条第1項）

別記様式(第6条第1項)

指 定 申 請 書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 所在地  
法人名  
代表者氏名

次の地域療育センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

横浜市 地域療育センター

(注意)申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該センターの管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認めるもの